人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業
令和５（2023）年度中核機関・拠点機関委託業務　公募要領

令和５(2023)年６月１日
独立行政法人日本学術振興会

I. 事業概要

1. 背景・目的

日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、人文学・社会科学研究に係るデータを分野や国を超えて共有・利活用する総合的な基盤を構築することにより、研究者がともにデータを共有しあい、国内外の共同研究等を促進することを目指し、平成 30（2018）年度から５年間のパイロット事業として「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業」[1]（以下「構築推進事業」という。）を実施しました。構築推進事業では、人文学・社会科学総合データカタログ[2]（以下「JDCat」という。）を構築するとともに、公募により選定された５つの拠点機関が、それぞれ運用するデータアーカイブ（リポジトリ等）についてメタデータ[3]整備等を行い、当該メタデータを JDCat に掲載、公開する等の取組を実施しました。これにより、５つの拠点機関のデータを横断的に検索することが可能となりました。

「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業」（以下「本事業」という。）では、構築推進事業の成果等を踏まえ、人文学・社会科学のデータ共有・利活用を促進するデータプラットフォーム等の基盤の充実・強化を図り、もってデータ分析に基づく人文学・社会科学研究の発展、国内外の共同研究の促進等にさらに寄与することを目指します。

2. 概要

本事業では、上記の目的を達成するために、人文学・社会科学の研究に利用可能なデータを保存し、国内外において共有する活動を推進します。そのために、「中核機関」と「拠点機関」という二つの機関を置きます。

「中核機関」は人文学・社会科学のデータアーカイブ（リポジトリ等）の運用に関する知識や経験を持ち、構築推進事業において作り上げた JDCat を主体的に運用すると同時に、拠点機関等[4]の関係機関[5]を取りまとめ、事業全体の運営について中心的役割を担います。

---

[1] 事業の詳細については、「人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築推進事業の成果と今後の展望（報告書）」（https://www.jsps.go.jp/file/storage/general/j-di/data/houkokusyo.pdf）を参照。

[2] https://jdcat.jsps.go.jp

[3] 作成者、作成時期、データの概要など、データを説明する上で必要な情報。

[4] 本事業の拠点機関と、構築推進事業の拠点機関のこと。

[5] 本事業の拠点機関、構築推進事業の拠点機関、及び本事業、特にデータアーカイブ（リポジトリ等）の運用に関心を持つ機関等のこと。

「拠点機関」は、人文学・社会科学の専門分野でデータの保存・共有等に取り組んできた実績に基づき、既に所蔵するデータ及び他機関から受け入れるデータについて、メタデータを作成し、JDCat へ提供することで、学術的に利用可能なデータのより一層の充実・強化に貢献します。

中核機関と拠点機関は、JDCat を中心とした人文学・社会科学データインフラストラクチャー（以下「人社データインフラ」という。）の持続的・安定的な運営のため、データの長期保存や利活用等に関する情報共有を相互に進めるほか、データアーカイブ（リポジトリ等）の運用に関心を持つ他の機関等に対しても、JDCat へのメタデータ登録に必要な情報提供等を実施していただきます。なお、本事業においては、別途振興会が業務委託するシステム担当機関が、情報システムに関連した JDCat の運用と改良を担当し、中核機関と連携・協働して、拠点機関等に対する技術的支援を行います。

本公募要領では上記中核機関と拠点機関の公募及び委託業務について定めます。また、本事業の取組は、振興会から研究機関[6]への委託業務（以下「本委託業務」という。）として実施します。

II. 公募内容について

1. 応募対象

本事業に応募できるのは、研究機関又は研究機関に設置される附置研究所及びこれに準ずる研究センター等（以下「研究所等」という。）とします。

「中核機関」については研究機関ごとに 1 件、「拠点機関」については研究所等ごとに 1 件応募することができます。

「中核機関」については同一研究機関内の複数の研究所等の連携による応募が可能です。また、他研究機関も含めた複数の研究所等との連携による応募も可能ですが、この場合は代表となる研究機関のみ応募書類を提出してください。なお、研究所等による連携の枠組みを同一としたまま、代表となる研究機関を変えて別途応募した場合は、重複応募とみなし、応募が無効となる場合があります。

また、研究機関が「中核機関」に応募する場合において、当該中核機関の業務を担当する研究所等が、別途、「拠点機関」に応募することは可能ですが、「中核機関」に採択された場合、「拠点機関」としては採択対象とはなりません。

なお、本事業においては、構築推進事業の拠点機関は「中核機関」としてのみ応募することが可能です。

2. 中核機関、拠点機関に求められる基本的要件

（1）中核機関は、以下の内容を満たしていることが求められます。

---

[6] 科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第 2 条に規定される研究機関。以下「研究機関」という。

①自機関のデータアーカイブ（リポジトリ等）等と、JDCat との OAI-PMH[7]や ResourceSync[8]等を介したメタデータ連携が行えること（仕様等については別添１参照）
②人文学分野及び／もしくは社会科学分野に関する、自機関で作成もしくは他機関から受託したデータについて、十分な蓄積があること
③人文学分野及び／もしくは社会科学分野に関する、自機関で作成もしくは他機関から受託したデータについて、保存、管理及び FAIR 原則[9]に基づく共有の実績があること。また、それらについて、他機関への助言等の支援、情報共有及び海外との連携についても実績があることが望ましい
④上記③について、学会や研究会等における事例報告や研究等の実績があること
⑤本事業を実施する際、人文学と社会科学の両分野についての専門家を配置するなど、委託業務の取組の実施に求められる十分な管理能力を有する体制（事務組織による十分な支援体制を含む。）を整え、研究所等として円滑な委託業務実施の見通しを確保できること
⑥本委託業務終了後においても JDCat との連携を維持すること

（２）拠点機関は、以下の内容を満たしていることが求められます。
①自機関のデータアーカイブ（リポジトリ等）等と、JDCat との OAI-PMH や ResourceSync 等を介したメタデータ連携が行えること(仕様等については別添１参照)
②人文学分野もしくは社会科学分野に関する、自機関で作成もしくは他機関から受託したデータについて、十分な蓄積があること
③人文学分野もしくは社会科学分野に関する、自機関で作成もしくは他機関から受託したデータについて、保存、管理及び FAIR 原則に基づく共有の実績があること。また、それらについて、他機関への助言等の支援、情報共有及び海外との連携についても実績があることが望ましい
④上記③について、学会や研究会等における事例報告や研究等の実績があること
⑤委託業務の取組の実施に求められる十分な管理能力を有する体制（事務組織による十

---

[7] OAI（Open Archives Initiative）が策定したメタデータ収集のプロトコル（Open Archives Initiative Protocol for Metadata Harvesting）のこと。

[8] OAI-PMH の後継規格として策定が進められているメタデータ収集のプロトコルのこと。

[9] データを共有するための基準となる国際的な原則（FAIR Data Principles)。「FAIR」は「Findable（見つけられる)」「Accessible（アクセスできる)」「Interoperable（相互運用できる)」「Re-usable（再利用できる)」の略で、データ公開の適切な実施方法を表現しており、本原則に準拠したデータを作成する機運が国際的に高まっている。詳細は「データ共有の基準としての FAIR 原則」
https://DOI.org/10.18908/a.2018041901 を参照。
なお、公開データでなくとも FAIR 原則は適用可能である。詳細は https://www.go-fair.org/resources/faq/ask-question-difference-fair-data-open-data/を参照。

分な支援体制を含む。）を整え、研究所等として円滑な委託業務実施の見通しを確保できること

⑥本委託業務終了後においても JDCat との連携を維持すること

3. 事業対象データの範囲

本事業が対象とするデータの範囲は、日本に関連する人文学・社会科学分野の研究に資する、又は資することが期待される電磁的記録とします。

4. 実施期間、経費等

中核機関及び拠点機関の実施期間等の概要は下表のとおりです。

項目	中核機関	拠点機関
実施期間	令和 5(2023)年 10 月 1 日（予定）～令和 10(2028)年 3 月 31 日	
１件当たりの実施経費（※１）	令和 5(2023)年度 2,000 万円以下 令和 6(2024)年度以降 4,000 万円以下 総額 1 億 8,000 万円以下	令和 5(2023)年度 1,000 万円以下 令和 6(2024)年度以降 2,000 万円以下 総額 9,000 万円以下
採択予定件数	１件	１～２件

※１　一会計年度当たり、実施経費（直接経費）の 30%が間接経費として措置されます（外枠）。なお、最終的な委託費の額は、予算の状況等を勘案して決定します。

5. 取組内容

（１）取組内容の概要

中核機関及び拠点機関の取組内容の概要は下表のとおりです。

中核機関	拠点機関
ア．JDCat との連携	
イ．他機関のデータ受入や受託	
ウ．データ利活用の促進※	
エ．JDCat の運用・改修、メタデータスキーマ[10]や統制語彙の妥当性に係る継続的な検討等	キ．中核機関との連携
オ．「データ共有のための手引き」の妥当性に係る継続的な検討等	
カ．拠点機関との連携及び関係機関との調整	

[10] データについて具体的に何を記述するべきかを定めたルールのこと。

※取組ウは中核機関と拠点機関で求められる内容が異なります。(「（２）取組の具体的内容」を参照)

・中核機関は取組ア～カを、拠点機関は取組ア～ウ、キをすべて行っていただきます。
・取組ア、イは中核機関と拠点機関で共通しています。
・取組ア～ウは JDCat のデータの充実等を目指す取組です。(拠点機能)
・取組エ～カは中核機関独自の取組となり、関係機関を取りまとめながら人社データインフラの強化を目指す取組です。(中核機能)
・取組の実施に当たっては、振興会が中心となって行う取組にも連携協力することを求めます。

（２）取組の具体的内容

★がついているものについては必ず行ってください。

【中核機関と拠点機関で共通の取組】

ア．JDCat との連携

自機関のデータアーカイブ（リポジトリ等）等に蓄積されたデータのメタデータを OAI-PMH や ResourceSync 等を介して JDCat に継続的に掲載されるようにしてください。JDCat に自機関等のデータを掲載する際、メタデータの作成は JDCat メタデータスキーマと統制語彙に従っていただきます。(別添２－１参照）また、JDCat メタデータ収集仕様については別添１を参照してください。

※具体的な取組例

・メタデータの作成および JDCat への掲載★
・JDCat との連携のためのシステム関連の調整★

イ．他機関のデータ受入や受託

他機関のデータの寄託を積極的に受け入れてください。なお、受入データの基準は各研究機関・研究所等の基準や方針に則って決定してください。

【中核機関の取組】

ウ．データ利活用の促進

研究者の間でデータの共有・利活用についての文化の成熟度を高め、データの二次利用や寄託が定着するための、データ利活用の促進に資する取組を行ってください。特に、JDCat の利用者が、JDCat に掲載されたデータを用いたデータ駆動型研究を行う、または、JDCat に掲載されたデータを用いて国内外の研究者と共同研究を行うことを支援する取組を行ってください。

なお、本事業の広報活動もこの取組に含まれます。広報活動の際には、自機関

の取組だけでなく、拠点機関の取組も含めた集約的な本事業の広報活動も行ってください。

※具体的な取組例

・JDCat の国内外への周知★
・ホームページや国内外の学会、シンポジウム等での情報発信★
・国内外のデータアーカイブ（リポジトリ等）やコミュニティの動向調査★
・広報物（ホームページ・パンフレット・動画等）の作成・公開・配布
・学術記事等の執筆
・研究者に向けたデータマネジメントプラン（DMP）やデータ利活用についてのセミナーの開催
・データ駆動型研究を支援するツールの開発・提供
・データを活用した研究発表
・海外の研究者や研究機関への広報

エ．JDCat の運用・改修、メタデータスキーマや統制語彙の妥当性に係る継続的な検討等

本事業のシステム担当機関と連携して、人文学・社会科学分野の観点から、JDCat をより使いやすくするための運用・改修に関する検討等を行ってください。

また、国内外や JDCat にデータを連携している機関の状況に合わせ、JDCat の基本となる JDCat メタデータスキーマや統制語彙の妥当性に係る継続的な検討を実施し、変更・更新の必要がある場合は、必ず JDCat とデータアーカイブ（リポジトリ等）を連携させている機関（構築推進事業の拠点機関を含む。）及びシステム担当機関等と検討した上で振興会に情報共有を行ってください。加えて、振興会が変更・更新作業が必要と判断した場合は、変更案・更新案の作成等に協力してください。

※具体的な取組例

・追加データや仕様変更、メンテナンス情報等の周知★
・仕様の改良に関する検討★
・ユーザビリティの把握★
・国内外機関のデータカタログに関連した情報収集★
・メタデータスキーマ、統制語彙についての定期的な情報収集★
・JDCat メタデータスキーマ及び統制語彙の妥当性に係る継続的な検討★

オ．「データ共有のための手引き」の妥当性に係る継続的な検討等

振興会が構築推進事業で策定した「人文学・社会科学におけるデータ共有の

ための手引き」[11]（以下「手引き」という。）について、各分野や国内外の状況を踏まえ、手引きの妥当性を継続的に検討し、改訂・追補の必要がある場合は、拠点機関等と検討した上で振興会に情報共有を行ってください。また、振興会が改訂・追補作業が必要と判断した場合は、手引きの改訂案・追補案の作成等に協力してください。

※具体的な取組例

・策定から5年が経過する令和8（2026）年11月を目途に、手引きの改訂・追補が必要か否かを、国内外の状況に応じた調査結果に基づき、振興会に報告する（ただし、令和8（2026）年11月以前に改訂・追補を行った場合は行わないことがある。）。★

カ．拠点機関との連携及び関係機関との調整

上記ウ～オについて、中核機関として本事業の中心を担い、人社データインフラの強化に資する取組を行ってください。特に拠点機関とは、十分な情報共有の場を持つ等、密接に連携を取ってください。

また、海外機関との連携も積極的に行ってください。

※具体的な取組例

・関係機関との定期的な連絡会議の実施★
・拠点機関や有識者との方針検討に関する会議の実施★
・拠点機関に対するデータ利活用についての情報提供

【拠点機関の取組】

ウ．データ利活用の促進

研究者の間でデータの共有・利活用についての文化の成熟度を高め、データの二次利用や寄託が定着するための、データ利活用の促進に資する取組を行ってください。特に、JDCatの利用者が、JDCatに掲載されたデータを用いたデータ駆動型研究を行う、または、JDCatに掲載されたデータを用いて国内外の研究者と共同研究を行うことを支援する取組を行ってください。なお、本事業の広報活動もこの取組に含まれます。

※具体的な取組例

・ホームページや国内外の学会、シンポジウム等での情報発信★
・広報物（ホームページ・パンフレット・動画等）の作成・公開・配布
・学術記事等の執筆
・研究者に向けたデータマネジメントプラン（DMP）やデータ利活用についてのセミナーの開催

[11] https://www.jsps.go.jp/j-di/guide.html

・データ駆動型研究を支援するツールの開発・提供
・データを活用した研究発表
・海外の研究者や研究機関への広報
・国内外のデータアーカイブ（リポジトリ等）やコミュニティの動向調査

キ．中核機関との連携

中核機関とは十分な情報共有を図る等、密接に連携を取ってください。

※具体的な取組例

・中核機関が実施する定期的な連絡会議への参加★
・中核機関に対するデータ利活用に関する情報提供

6. 実施体制

本事業において、中核機関及び拠点機関は、自研究機関（拠点機関においては自研究所等）に所属する者の中から業務主任者を設定するとともに、その他、本事業の実施に必要な者を参画させることとします。ただし、委託費から業務主任者の人件費を支出することはできません。

○業務主任者：本事業に係る取組を総括し、実施に係る責任を有する者

【本事業の実施に必要な者の例】

○ データアーカイブ（リポジトリ等）の運用を担い、データの受け入れや利活用などに関して研究者の支援を行う分野の専門家
○ 受け入れたデータのメタデータを作成し、データに付加価値をつけて国際的に流通させるために必要なデータライブラリアン、アーキビスト、データキュレーターなど

中核機関は、人文学及び社会科学分野の両方について、本事業に係る業務が行える体制を整えるものとします。業務主任者以外の参画者については、必ずしも自研究機関の専任職員である必要はありません。

なお、競争的研究費等に係る研究活動における不正行為又は不正使用により、振興会、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本事業に参画することはできません。

III. 応募について

1. 応募方法

本事業への応募は、振興会が用意する応募フォームにより行っていただきます。下記の応募に必要な書類を提出期限までに、業務主任者の所属する研究機関を通じて振興会に提出してください。なお、業務主任者からの直接の応募は受け付けません。

提出方法の詳細については、「3. 応募フォームを利用した応募書類の提出等について」を参照してください。

（１）応募に必要な書類（実施計画提案書）

実施計画提案書は、振興会のホームページ（https://www.jsps.go.jp/j-di2/koubo.html）にて、ダウンロードしてください。

（２）提出期限

令和５（2023）年７月 20 日（木）17：00（厳守）

上記期限を過ぎた場合は受理できませんので、十分余裕を持って提出してください。

（３）応募の流れ

【業務主任者】
振興会のホームページにアクセスし、所定の様式をダウンロード
https://www.jsps.go.jp/j-di2/koubo.html

↓

【業務主任者】
所定の様式により実施計画提案書の作成

↓

【業務主任者】
実施計画提案書を所属研究機関に提出

↓

【所属研究機関】
振興会にメールで応募希望の旨を連絡し、応募フォームの URL を受け取る
＜メール送付期限（令和５年（2023）年７月 20 日（木）12:00）＞

↓

【所属研究機関】
応募フォームに応募情報を入力した上、実施計画提案書ファイルをアップロードして、提出
＜提出期限（令和５（2023）年７月 20 日（木）17：00）＞

2. 応募書類提出後スケジュール

以下には、現時点のスケジュールを掲載していますが、採否通知の時期も含め変更が生じる可能性があります。スケジュールに変更が生じた場合は振興会のホームページ等で周知します。

令和５（2023）年７月～８月	審査期間
８月末	採否通知
９月中	業務委託契約の締結
１０月１日	委託業務開始

3. 応募フォームを利用した応募書類の提出等について

（1）応募フォームについて

応募フォームは、応募を希望する研究機関のみにメールで URL をお知らせいたします。応募することとなった業務主任者の所属研究機関は、**令和５（2023）年７月 20 日（木）１２時までに振興会（di-hs@jsps.go.jp）へメールで応募する旨をご連絡ください。**なお、応募に関する連絡及び応募書類の提出等は、所属研究所等ではなく所属研究機関の本部が行ってください。

（2）応募フォームを利用した応募方法

本事業への応募は応募フォームを通じて行っていただきます。応募フォームに以下の項目を入力してください。

【研究機関・事務担当者の情報】
- □研究機関名
- □科研費機関番号
- □事務担当者 氏名
  - ※業務主任者ではなく、採択後に日本学術振興会との連絡窓口となる事務担当者の氏名を記入してください。
- □事務担当者 所属部署
- □事務担当者 役職
- □事務担当者 連絡先（電話番号・メールアドレス）
- □事務担当者 郵便番号・住所

【申請する委託業務】
- 「中核機関」、「拠点機関」から１つ選択してください。

【ファイルの添付】
- □実施計画提案書
  - 「ファイルを選択」から実施計画提案書（PDF形式）をアップロードしてください。
- □実施経費内訳
  - 「ファイルを選択」から実施経費内訳（Excel形式）をアップロードしてください。

【中核機関への応募】
- □事業に参画する研究所等名①～③及び学問分野①～③
  - 「学問分野」は各研究所等が主に所掌する「人文学」、「社会科学」、「その他」から１つ選択してください。
  - ①に入力する研究所等名は必ず自機関にしてください

【拠点機関への応募】
- □研究所等名及び学問分野
  - 「学問分野」は研究所等が主に所掌する「人文学」、「社会科学」、「その他」から１つ選択してください。
- □中核機関としての応募
  - 「代表機関として応募予定」、「他機関が代表機関として応募予定」「応募しない」から１つ選択してください。

（３）中核機関及び拠点機関の両方への応募について

中核機関及び拠点機関の両方へ応募する場合は、各実施計画提案書及び実施経費内訳を作成し、個別に応募してください。

（４）注意事項

①応募に当たっては、応募情報のWeb入力と実施計画提案書（PDF形式）及び実施経費内訳（Excel形式）の添付が必要です。アップロードできるファイル数は各１ファイルで、最大容量は約１０MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に振興会（di-hs@jsps.go.jp）に問い合わせてください。

②フォームの入力内容及び応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び実施計画提案書・記入要領等を熟読のうえ、注意して記入してください（実施計画提案書のフォーマットは変更しないでください。）。

③応募書類の提出後に、フォームの入力内容及び応募書類の訂正、再提出等を行うことはできません。

Ⅳ.審査・評価について

1. 審査

本公募の審査は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会（以下「事業委員会」という。）で行います。審査は非公開で行い、応募書類をもとに、「書面審査」と「合議審査」の２段階で選定します。

選定結果を踏まえ、振興会が最終的な採否を決定し、文書で通知します（令和 5(2023)年８月末頃予定）。

2. 具体的な審査方法等

具体的な審査方法等については、「人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業（中核機関・拠点機関）　審査要項」を参照してください。

3. 評価

委託業務期間の３年度目に中間評価を行うとともに、５年度目に最終評価を行います。評価結果については、振興会のホームページで公表します。

なお、中間評価の結果に基づき、必要に応じて４年度目以降の業務実施計画書の内容について見直しを求める場合や、業務を委託しない場合があります。

V. 業務委託契約の締結等

1. 業務委託契約の締結について

（１）業務委託契約の締結

振興会と中核機関に採択された研究機関及び拠点機関に採択された研究所等が所属する研究機関（以下「採択研究機関」という。）にて業務委託契約を締結し、本事業を実施していただきます。契約期間は、令和５（2023）年 10 月から令和６（2024）年３月とし、特段の事情の変更がない限り、令和９（2027）年度まで、年度ごとに契約を更新します。

契約を締結するに当たり、採択研究機関は業務実施計画書を提出するものとし、その内容が双方の合意に至らない場合は、採択が取消しとなることがあります。

（２）委託費について

振興会は、本事業の実施等に係る経費として、毎年度、委託費を支払います。委託費は、実施経費（直接経費）及び間接経費から構成されます。実施経費は、本事業の実施に必要となる物品費、人件費・謝金、旅費、その他の経費として使用することができます。実施経費及び間接経費については、「委託費の経理管理について」（別添３-1）及び府省共通経費取扱区分表（別添３-2）を参考として適切に経理管理を行ってください。

（３）再委託について

振興会は、中核機関が他の研究機関と連携して本事業を実施する場合も、採択研究機関のみと業務委託契約を締結します。採択研究機関は、連携して本事業を実施する機関との間で、本委託契約の一部を委託する再委託契約を締結するとともに、当該再委託先における事業の進捗状況及び事業に要する経費について管理してください。

2. 委託業務の成果について

（１）委託業務実績報告書の提出（毎年度）

本委託契約においては、各会計年度終了後に「委託業務実績報告書」を提出していただきます。

（２）委託業務成果報告書の提出（委託期間終了後）

本委託契約においては、期間終了後に「委託業務成果報告書」（日本語版・英語版）を提出していただきます。「委託業務成果報告書」については、振興会のホームページにて公開します。

3. 委託業務の終了について

次のいずれかに該当した場合は、委託を終了する場合があります。

・委託業務を受託する研究機関に事情の変更があり、委託業務の遂行が困難となった場合
・委託業務期間内において、６ヶ月以上委託業務が中断されていると判断された場合
・委託の目的に合致した業務が遂行されていないと判断された場合
・法令違反、不正行為（捏造、改ざん、盗用）や指導的立場を利用したハラスメント等の非違

行為、あるいは経費の不正な使用等が認められた場合（なお、この場合、経費の一部もしくは全部の返還等のしかるべき措置を行う。）

4. その他

（1）本事業の取組で生じたトラブル等については、委託業務の遂行に支障がないよう委託業務を受託する機関で対処してください。

（2）人文学・社会科学分野に関するデータについて、作成、保存、管理、共有する際には、著作権等の権利問題が発生する可能性があることに十分注意してください。権利の帰属については、我が国の法規を遵守してデータ作成者とデータの受入機関等で取り決めるものとし、振興会は関与しません。知的財産権の帰属について、予め規定等により定めてください。

（3）本事業の経費は各研究機関等で支出すべき取組には支出できません。各研究機関等の取組と切り分けることが難しい場合は、本事業に関連する部分のみ予算を按分するといった対応を行ってください。

（4）その他、「中核機関」及び「拠点機関」の取組に関し、疑義等が生じた場合は、振興会と協議の上、解決するものとします。

Ⅵ.その他、事業実施に当たっての留意事項等

1. 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する委託費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

（1）委託費の不正使用等が認められた場合の措置

① 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた委託業務について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

② 申請及び参加※1 資格の制限等の措置

本事業の委託費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※2 に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、委託業務名、予算額、委託業務年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

（※１）「申請及び参加」とは、本事業への応募を行うこと、関係者として本事業に参加することを指す。

（※２）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間※3
（原則、補助金等を返還した年度の翌年度から）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１．不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2">（１）個人の利益を得るための私的流用</td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（２）
（１）以外</td><td>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>５年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>２～４年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>１年</td></tr>
<tr><td>２．偽りその他不正な手段により競争的研究費等※４を受給した研究者及びそれに共謀した研究者</td><td colspan="2"></td><td>５年</td></tr>
<tr><td>３．不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者</td><td colspan="2"></td><td>善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限２年、下限１年</td></tr>
</table>

（※３）以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

・表中１.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

・表中３.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

（※４）競争的研究費等とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型資金を指す。

③　不正事案の公表について

本事業において、委託費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された委託費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

2. 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度（※）において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和５（2023）年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和４（2022）年度以前に終了した制度においても対象となります。

（※）現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/

3. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和３年４月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

4. 関係法令等に違反した場合の措置

委託業務を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合は、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、委託業務の終了や、採択が取消しとなることがあります。

5. 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては別添３-2 の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

6. 費目間流用について

費目間流用については、振興会の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

7. 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、委託業務完了の年度の翌年度から５年間適切に保管してください。

8. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制 （※１） が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合は、法令上の処分・罰則に加えて、委託業務の終了や、採択を取り消すことがあります。

※１　現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要

件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※２）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

※２　非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.（3）サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

○ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
http://www.cistec.or.jp/index.html

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

9. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関

し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動等を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号　和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf

10. 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本事業に係る成果についても、上記の方針を踏まえて積極的に社会・国民に発信してください。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

11. 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合は「JSPS Program for Strengthening Data Infrastructure for the Humanities and Social Sciences Japan Grant Number 15 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 15 桁の体系的番号は、「JPJS003■■■■■■■■（8 桁の番号）」です。 8 桁の番号については、採択後に研究機関へお知らせいたします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JSPS Program for Strengthening Data Infrastructure for the Humanities and Social Sciences Japan Grant Number JPJS003■■■■■■■■.

【和文】

本事業は、JSPS 人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業 JPJS003■■■■■■■■の助成を受けたものです。

12.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業への応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和３年２月１日改正）※１の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

13.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の業務委託契約に当たり、業務主任者が所属する研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の業務委託契約は認められません。）

このため、令和５（2023）年４月１日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 5 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和５年９月 22 日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和４年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず業務委託契約は認められますが、この場合は、令和５年度版チェックリストを令和５（2023）年 12 月１日までに提出してください。文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意①：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常２週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

※注意②：文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を

受けて資金を管理している機関は、継続して管理している間、毎年度 12 月 1 日までにチェックリストを提出することが必要です。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

14.「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※1 を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

15.「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の業務委託契約に当たり、業務主任者が所属する研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の業務委託契約は認められません。）

このため、令和 5（2023）年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 5 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和 5 年 9 月 22 日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※注意：　なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html

16.「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

（１）契約の解除等の措置

本事業において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、業務委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（２）申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

<table>
<tr><th colspan="3">特定不正行為に係る応募制限の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>応募制限期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
</table>

	３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者		２～３年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	２～３年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	１～２年

（３）競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

（４）不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

17.研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

中核機関又は拠点機関に採択された後、業務委託契約手続きの中で、採択された研究機関等は、本事業に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

18.その他

応募書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び振興会の「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理し、本事業の業務のみに利用します。

なお、採択された委託業務に関する情報（事業実施予定期間、実施研究機関名、実施研究所等名、業務主任者の氏名・職名、予算額、研究所等としての目的、中核機関・拠点機関としての役割及び本事業応募の意義等の概要、本委託業務の取組の実施体制及び実施計画の概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとし、委託業務実施機関決定後に振興会のホームページ等において公開します。

VII. 問合せ

事業・応募に関する問合せは、日本学術振興会　研究事業部研究事業課企画・人社係にて受け付けます。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

独立行政法人日本学術振興会　研究事業部研究事業課企画・人社係
電話：03-3263-1106、4645
※ 電話受付時間：土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、創立記念日（9 月 21 日）を除く
E-mail：di-hs@jsps.go.jp
ホームページ：https://www.jsps.go.jp/j-di2/

JDCat メタデータ収集仕様

JDCat はカタログ作成のため拠点機関から、OAI-PMH プロトコル[1]または ResourceSync プロトコル[2]を用いて、DDI-Codebook[3]および JPCOAR スキーマ[4]で記述された JDCat メタデータ[5]を収集しています。JDCat との連携を希望する機関（以下「連携機関」という。）は以下の連携仕様を参照してください。

OAI-PMH プロトコルによる連携

- JDCat は連携機関の以下情報を利用して OAI-PMH プロトコル経由で XML 形式のメタデータを収集することができます。
  - OAI-PMH のエンドポイント URL（例: https://example.org/oai）
  - Metadata Prefix 情報
    - ✧ 連携機関が DDI-Codebook による連携を希望する場合は ddi または oai_ddi25 を指定してください。DDI-Codebook 2.5.1 に対応しています。
    - ✧ 連携機関が JPCOAR スキーマによる連携を希望する場合は jpcoar または jpcoar_1.0 を指定してください。JPCOAR スキーマの 1.0.2 に対応しています。
- JDCat は setSpec に対応しています。部分的なメタデータ収集を希望する連携機関は Set 情報を指定することができます。

DDI-Codebook 2.5.1 の例（一橋大学経済研究所）

```
<OAI-PMH xmlns="http://www.openarchives.org/OAI/2.0/" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-instance"
xsi:schemaLocation="http://www.openarchives.org/OAI/2.0/ http://www.openarchives.org/OAI/2.0/OAI-PMH.xsd">
<responseDate>2022-12-01T09:24:58Z</responseDate>
<request verb="GetRecord" identifier="oai:d-repo.ier.hit-u.ac.jp:02007025" metadataPrefix="ddi">https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/oai</request>
<GetRecord>
<record>
<header>
<identifier>oai:d-repo.ier.hit-u.ac.jp:02007025</identifier>
<datestamp>2022-05-22T23:58:05Z</datestamp>
```

[1] http://www.openarchives.org/OAI/openarchivesprotocol.html

[2] http://www.openarchives.org/rs/1.1/resourcesync

[3] https://ddialliance.org/Specification/DDI-Codebook/2.5/

[4] https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja/schema

[5] https://jdcat.jsps.go.jp/JDCatmetadata.html

</header>

<metadata>

<codeBook xmlns:dc="http://purl.org/dc/terms/"

xmlns:fn="http://www.w3.org/2005/xpath-functions"

xmlns:saxon="http://xml.apache.org/xslt"

xmlns:xhtml="http://www.w3.org/1999/xhtml"

xmlns:xs="http://www.w3.org/2001/XMLSchema"

xmlns="ddi:codebook:2_5"

xsi:schemaLocation="https://ddialliance.org/Specification/DDI-Codebook/2.5/XMLSchema/codebook.xsd">

<stdyDscr>

<citation xml:lang="ja">

<titlStmt>

<titl xml:lang="ja">JIP データベース 2015</titl>

<IDNo agency="IER" xml:lang="ja">JIP2015</IDNo>

<IDNo>10.50914/0002007025</IDNo>

</titlStmt>

<rspStmt>

<AuthEnty xml:lang="ja">独立行政法人経済産業研究所</AuthEnty>

<AuthEnty xml:lang="ja">一橋大学</AuthEnty>

</rspStmt>

<prodStmt>

<fundAg xml:lang="ja">独立行政法人経済産業研究所「産業・企業生産性向上プログラム」</fundAg>

<fundAg xml:lang="ja">一橋大学経済研究所</fundAg>

</prodStmt>

<distStmt>

<distrbtr URI="https://www.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/" abbr="IER" xml:lang="ja" affiliation="Hitotsubashi University">

一橋大学経済研究所</distrbtr>

</distStmt>

<serStmt>

<serName xml:lang="ja">JIP データベース</serName>

</serStmt>

<verStmt>

<notes>jpn</notes>

</verStmt>

<biblCit xml:lang="ja">データをご利用の際は出所として、経済産業研究所・一橋大学経済研究所 JIP 2015 データベースを利用した旨、明記して頂くようお願いします。また、本データを利用して論文を作成・発表される場合、差し支えなければ、コピーを一部お送りいただけるようお願いします。お問い合わせ先：一橋大学経済研究所 JIP データベース室(e-mail:jip-info@ier.hit-u.ac.jp)</biblCit>

<holdings URI="https://doi.org/10.50914/0002007025"/>

<holdings URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/records/2007025"/>

</citation>

<citation xml:lang="en">

<titlStmt>

<titl xml:lang="en">JIP Database 2015</titl>

<IDNo>10.50914/0002007025</IDNo>

</titlStmt>

<rspStmt>

<AuthEnty xml:lang="en">The Research Institute of Economy, Trade and Industry</AuthEnty>

<AuthEnty xml:lang="en">Hitotsubashi University</AuthEnty>

</rspStmt>

<prodStmt>

<fundAg xml:lang="en">Research Institute of Economy, Trade and Industry “Raising Industrial and Firm Productivity Program”</fundAg>

<fundAg xml:lang="en">Institute of Economic Research, Hitotsubashi University</fundAg>

</prodStmt>

<distStmt>

<distrbtr URI="https://www.ier.hit-u.ac.jp/English/"

abbr="IER" xml:lang="en" affiliation="Hitotsubashi University">

Institute of Economic Research, Hitotsubashi University</distrbtr>

</distStmt>

<serStmt/>

<verStmt>

<notes>jpn</notes>

</verStmt>

<biblCit xml:lang="en">When using the data, please indicate clearly that you used the JIP 2015 Database of the Research Institute of Economy, Trade and Industry, and IER, Hitotsubashi University as the source. If you wish to use the data to write or publish a paper, please send us a copy of the paper. For inquiries, please contact JIP Database Office, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University (e-mail:jip-info@ier.hit-u.ac.jp)</biblCit>

<holdings URI="https://doi.org/10.50914/0002007025"/>

<holdings URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/records/2007025"/>

</citation>

<stdyInfo xml:lang="ja">

<subject>

<topcClas

vocab="CESSDA Topic Classification"

vocabURI="https://vocabularies.cessda.eu/urn/urn:ddi:int.cessda.cv:TopicClassification" xml:lang="ja">

経済状況と経済指標</topcClas>

</subject>

<abstract xml:lang="ja">日本産業生産性データベース（Japan Industrial Productivity Database、以下では JIP と略記）2015 は、1970 年から 2012 年に関する、各部門別に全要素生産性（TFP）を推計するために必要な、資本サービス投入指数と資本コスト、質を考慮した労働投入指数と労働コスト、名目および実質の生産・中間投入、TFP の上昇率を計算した成長会計の結果、などの年次データから構成されている。

今回の更新はいわば「簡易延長」であり、JIP 2014（2014 年 10 月 6 日付）と比較すると、カバーする期間は 2012 年までと 1 年分延長されたが、推計の基本的な方法や部門数（日本経済全体をカバーする 108 部門 [https://www.rieti.go.jp/jp/database/d05_data/JIP-SNA.pdf]）は変更していない。またコントロール・トータルには、JIP 2014 と同じく平成 12 年基準国民経済計算を使用している。2010 年以降の数値については、国民経済計算（平成 17 年基準）では FISIM などが導入されるなどの変更が行われているが、現状では 1970 年まで遡及が困難であるため、平成 12 年基準の系列を平成 17 年基準系列で簡易延長して推計している。推計方法や部門数は、総務省の最新の産業連関表・接続表（平成 12-17-22 年接続産業連関表）が公表されると見込まれる 2016 年頃に再検討する予定である。

2012 年は、2011 年 3 月の東日本大震災とその後の電力不足、秋のタイ大洪水によるグローバルな生産ネットワークの寸断、などによる経済停滞から日本経済が緩やかに回復した年であった。それでも実質 GDP はリーマンショック前の 2007 年の水準以下であった。今回公開する JIP 2015 は、この鈍い回復の年をカバーすることになる。</abstract>

<sumDscr>

<timePrd event="start">1970</timePrd>

<timePrd event="end">2012</timePrd>

<geogCover xml:lang="ja">日本</geogCover>

<anlyUnit xml:lang="ja">時間単位</anlyUnit>

<dataKind xml:lang="ja">データベース</dataKind>

</sumDscr>

</stdyInfo>

<stdyInfo xml:lang="en">

<subject>

<topcClas vocab="CESSDA Topic Classification"

vocabURI="https://vocabularies.cessda.eu/urn/urn:ddi:int.cessda.cv:TopicClassification" xml:lang="en">

Economic conditions and indicators</topcClas>

</subject>

<abstract xml:lang="en">The Japan Industrial Productivity Database 2015 (JIP Database 2015) comprises, for the period 1970-2012, various types of annual data necessary for estimating total factor productivity (TFP) in 108 industries covering Japan's economy as a whole, including capital service input indices and capital costs, quality-adjusted labor service input indices and labor costs, nominal and real output and intermediate inputs, as well as growth accounting results, including estimates of TFP growth rates.

The JIP Database 2015 extends the JIP Database 2014 (released on October 6, 2014) by one year to 2012, employing exactly the same estimation approach and industry classifications. Moreover, as in the JIP Database 2014, the 2000 Benchmark Revision of the National Accounts is used for control totals. We plan to revise the estimation approach and

the industry classifications in 2016 based on the 2005 Benchmark Revision of the National Accounts.
The global economic crisis triggered by the collapse of Lehman Brothers in September 2008 has posed severe challenges to the Japanese economy and economies around the globe. How TFP and employment have been affected by the global economic crisis is an issue that has attracted the interest of researchers worldwide. The JIP Database 2015 covers part of this period of crisis, and we hope that it will contribute to research on structural changes in inputs of factors of production and productivity.</abstract>

<sumDscr>

<timePrd event="start">1970</timePrd>

<timePrd event="end">2012</timePrd>

<geogCover xml:lang="en">Japan</geogCover>

<anlyUnit xml:lang="en">Time Unit</anlyUnit>

<dataKind xml:lang="en">database</dataKind>

</sumDscr>

</stdyInfo>

<method xml:lang="ja">

<dataColl>

<collMode xml:lang="ja">集計</collMode>

</dataColl>

</method>

<method xml:lang="en">

<dataColl>

<collMode xml:lang="en">Aggregation</collMode>

</dataColl>

</method>

<dataAccs xml:lang="en">

<setAvail>

<accsPlac URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/record/2007025/files/JIP2015_1.csv">産業連関表・資本・労働・成長会計

</accsPlac>

<accsPlac URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/record/2007025/files/JIP2015_2.csv">資本-投資データ（資産別実質投資フロー・資産別実質純資本ストック）</accsPlac>

<accsPlac URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/record/2007025/files/JIP2015_IO.csv">産業連関表-内生部門中間投入行列

</accsPlac>

<accsPlac URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/record/2007025/files/JIP2015_Kmatrix.csv">資本-投資・資産マトリックス

</accsPlac>

<accsPlac URI="https://d-repo.ier.hit-u.ac.jp/record/2007025/files/8_definitions_jip2015.xlsx">変数表</accsPlac>

<avlStatus>オープンアクセス</avlStatus>

<avlStatus xml:lang="en">open access</avlStatus>

</setAvail>

```
</dataAccs>
</stdyDscr>
</codeBook>
</metadata>
</record>
</GetRecord>
</OAI-PMH>
```

ResourceSync による連携

- JDCat は ResourceSync を利用して XML 形式のメタデータ（JPCOAR スキーマ）を収集することができます。ResourceSync による連携を希望する機関は以下情報をご覧ください。
  - Resource List の URL
- Resource List は以下仕様に従ってください。
  - ln 要素として以下の要素をリソース毎に定義してください。
    - rel 属性: profile、href 属性: https://github.com/JPCOAR/schema/blob/master/1.0/
    - rel 属性: describe、href 属性: ランディングページの URL

Resource List の例（東京大学史料編纂所）

```
<urlset
xmlns="http://www.sitemaps.org/schemas/sitemap/0.9" xmlns:rs="http://www.openarchives.org/rs/terms/">
<rs:md at="2022-05-18T18:29:25Z" capability="resourcelist" completed="2022-05-18T18:29:25Z "/>
<url>
<loc>https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/di/resource/resourcesync/hi-T50/item195989.xml</loc>
<lastmod>2022-05-18T18:27:13Z</lastmod>
<rs:md hash="md5:1a9cfaad59ea958f9c8f31a2c48a6831" length="2745" type="application/xml"/>
<rs:ln rel="describes" href="https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/di/resource/resourcesync/hi-T50/item195989.xml"/>
<rs:ln rel="profile" href="https://github.com/JPCOAR/schema/blob/master/1.0/"/>
</url>
～省略～
</urlset>
```

- Resource List の Resource として JPCOAR スキーマで記述された XML 形式のメタデータを指定してください。

Resource の例（東京大学史料編纂所）

```
<jpcoar:jpcoar xmlns:datacite="https://schema.datacite.org/meta/kernel-4/" xmlns:dc="http://purl.org/dc/elements/1.1/"
xmlns:dcndl="http://ndl.go.jp/dcndl/terms/" xmlns:dcterms="http://purl.org/dc/terms/"
xmlns:jpcoar="https://github.com/JPCOAR/schema/blob/master/1.0/"
xmlns:oaire="http://namespace.openaire.eu/schema/oaire/" xmlns:rdf="http://www.w3.org/1999/02/22-rdf-syntax-ns#"
xmlns:rioxxterms="http://www.rioxx.net/schema/v2.0/rioxxterms/" xmlns:xsi="http://www.w3.org/2001/XMLSchema-
```

```
instance" xsi:schemaLocation="https://github.com/JPCOAR/schema/blob/master/1.0/jpcoar_scm.xsd">
<dc:title xml:lang="ja">西御丸当番其外勤方留書</dc:title>
<dc:title xml:lang="ja-Latn">nishiomarutobansonohokatsutomekatatomegaki</dc:title>
<jpcoar:creator>
<jpcoar:creatorName xml:lang="ja">阿部，正右</jpcoar:creatorName>
</jpcoar:creator>
<jpcoar:contributor contributorType="Distributor">
<jpcoar:nameIdentifier nameIdentifierScheme="ISNI"
nameIdentifierURI="http://isni.org/isni/0000000121877782">0000000121877782</jpcoar:nameIdentifier>
<jpcoar:contributorName xml:lang="ja">東京大学史料編纂所</jpcoar:contributorName>
<jpcoar:contributorName xml:lang="ja">Historiographical Institute, the University of
Tokyo</jpcoar:contributorName>
</jpcoar:contributor>
<dcterms:accessRights rdf:resource="http://purl.org/coar/access_right/c_abf2">open access</dcterms:accessRights>
<jpcoar:subject subjectScheme="NDC" xml:lang="ja">日本史</jpcoar:subject>
<jpcoar:subject subjectScheme="NDC" xml:lang="en">General History of Japan</jpcoar:subject>
<datacite:description descriptionType="Abstract" xml:lang="ja">宝暦２年５月４日初当番。 宝暦２年５月４日～６月 12
日</datacite:description>
<datacite:description descriptionType="Other" xml:lang="ja">史資料: テキスト</datacite:description>
<datacite:description descriptionType="Other" xml:lang="en">materials: text</datacite:description>
<dc:language>jpn</dc:language>
<dc:type rdf:resource="http://purl.org/coar/resource_type/c_0040">manuscript</dc:type>
<jpcoar:identifier identifierType="URI">https://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w01/detail/T50/01/001</jpcoar:identifier>
<jpcoar:relation relationType="references">
<jpcoar:relatedIdentifier identifierType="Local">T50-1-1</jpcoar:relatedIdentifier>
</jpcoar:relation>
<jpcoar:relation>
<jpcoar:relatedIdentifier identifierType="DOI">10.57459/hi.01.T50_01_001</jpcoar:relatedIdentifier>
</jpcoar:relation>
<dcterms:temporal>1752-06-15/1752-07-22</dcterms:temporal>
</jpcoar:jpcoar>
```


以上

JDCatメタデータスキーマ

別添２－１

No.	JDCat element	JDCat エレメント名（日本語）	記入レベル（社会科学）	記入レベル（人文学）	同一言語での繰り返しの可否	統制語彙の有無	ファセット対象	意味	JPCOARスキーマ名称	DDI-C	JPCOAR
1	Title	タイトル	◎	◎	×			調査名/タイトル	タイトル	stdyDscr->citation->titlStmt->titl	dc:title
2	Study ID	整理番号	◎	◎	×			調査番号/資料番号/資料ID	関連識別子	stdyDscr->citation->titlStmt->IDNo	jpcoar:relatedIdentifier (identifierType=Local)
3	Author	作成者	◎	◎	○			調査主体 / 調査代表者/作成者/著者	作成者（作成者姓名）	stdyDscr->citation->rspStmt->AuthEnty	jpcoar:creator
4	Distributor	配布者	◎	◎	×		○	配布者/提供者　＊拠点機関名	寄与者（寄与者姓名）	stdyDscr->citation->distStmt->distrbtr	jpcoar:contributor（contributorType:Distributor）
5	URI	URI	◎	◎	×			ランディングページURI	識別子	stdyDscr->citation->holdings	jpcoar:identifier (identifierType: URI)
6	Topic	トピック	○	○	○	○	○	トピック	主題	stdyDscr->stdyInfo->subject->topcClas	jpcoar:subject (subjectScheme: Other)
7	Summary	概要	○	○	×			調査概要/資料概要	内容記述	stdyDscr->stdyInfo->abstract	datacite:description (descriptionType: Abstract)
8	Time Period(s)	対象時期	○	○	○		○	対象時点/対象期間	時間的範囲	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->timePrd	dcterms:temporal
9	Geographic Coverage	対象地域	○	○	○	○	○	調査地域/位置情報/地理的範囲	位置情報	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->geogCover	datacite:geoLocationPlace
10	Data Type	データタイプ	○	○	○	○	○	データタイプ	内容記述	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->dataKind	datacite:description (descriptionType: Other)
11	Access	アクセス権	○	○	×	○	○	アクセス制限（利用条件）	アクセス権	stdyDscr->dataAccs->setAvail->avlStatus	dcterms:accessRights
12	License	権利情報	○	○	×			データのライセンス	権利情報	stdyDscr->citation->prodStmt->Copyright	dc:rights
13	DOI	DOI	○	○	×			DOI	識別子	stdyDscr->citation->titlStmt->IDNo agency="DOI"	jpcoar:relatedIdentifier
14	Data Language	データの言語	○	○	○	○	○	データの言語	言語	stdyDscr->citation->verStmt->notes	dc:language
15	Version	バージョン情報	○		×			データのバージョン	バージョン情報	stdyDscr->citation->verStmt->version	datacite:version
16	Unit of Analysis	観察単位	○		○	○		観察単位	内容記述	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->anlyUnit	datacite:description (descriptionType: Methods)
17	Universe / Population	母集団	△		×			母集団	内容記述	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->universe	datacite:description (descriptionType: Methods)
18	Sampling Procedure	サンプリング方法	△		○	○		標本抽出方法	内容記述	stdyDscr->method->dataColl->sampProc	datacite:description (descriptionType: Methods)
19	Collection method	調査方法	△		○	○		調査方法	内容記述	stdyDscr->method->dataColl->collMode	datacite:description (descriptionType: Methods)
20	Funding Agency	研究助成機関			○			研究助成機関	助成機関名	stdyDscr->citation->prodStmt->fundAG	jpcoar:funderName
21	Grant ID	研究費番号			○			研究費番号	研究課題番号	stdyDscr->citation->prodStmt->grantNo	datacite:awardNumber
22	Alternative title	その他のタイトル			○			調査別名/その他のタイトル	その他のタイトル	stdyDscr->citation->titlStmt->altTitl	dcterms:alternative
23	Series	シリーズ			×			調査シリーズ/資料シリーズ		stdyDscr->citation->serStmt->serName	
24	Date of collection	調査日			○			調査日/収集日	内容記述	stdyDscr->stdyInfo->sumDscr->collDate	datacite:description (descriptionType: Methods)
25	Sampling Rate	回収率			×			回収率	内容記述	stdyDscr->method->anlyInfo->respRate	datacite:description (descriptionType: Methods)
26	Bibliographic Citation	引用上の注意			×			引用上の注意		stdyDscr->citation->biblCit	
27	Datafile URI	データファイルURI			○			データファイルURI	本文URL	stdyDscr->dataAccs->setAvail->accsPlac	jpcoar:URI
28	Related Studies	関連情報			○			関連データ	関連情報	stdyDscr->othrStdyMat->relStdy	jpcoar:relation relationType="isSupplementedBy"
29	Related Publications	関連文献			○			関連文献(データに基づく文献)	関連情報	stdyDscr->othrStdyMat->relPubl	jpcoar:relation relationType="isReferencedBy"
30	Publisher	編集者			×			編集者	出版者	stdyDscr->citation->prodStmt->producer	dc:publisher
31	Provider	所蔵者・寄託者			×			所蔵者・寄託者	寄与者	stdyDscr->citation->distStmt->depositr	jpcoar:contributor（contributorType:Others）

◎：必須　○：強く推奨　△：推奨　空欄：任意

詳細検索でユニークな検索が難しい項目

CESSDA Topic Classification

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Demography	DEMOGRAPHY (POPULATION, VITAL STATISTICS, AND CENSUSES)		人口	
Demography.Censuses	Censuses	Surveys of an entire population, as opposed to a sample survey. Often used for official enumerations of a population, usually including the collection of related demographic information. Note that in some countries censuses are not used as demographic information can be obtained from official registers.	人口センサス	標本調査とは違い、母集団の全数を調べる。政府による人口の実査について頻繁に用いられる。通常、関連する人口情報の収集を含む。ただし、国によっては、人口情報が政府の登録簿から入手可能なため、センサスが行われていないことに注意すること。
Demography.Migration	Migration	Includes immigration, emigration, internal migration as well as other types of geographical mobility. Immigration means coming to settle in another country than one's home country. Emigration means leaving one's home country to settle in another country. Migration is an umbrella term for both. Migration also includes internal migration, that is, movement of people within one country at different geographical levels.	人口移動	入移民、出移民、国内人口移動、その他の地理的移動を含む。入移民とは、出身国以外の国に定住するために移動することを意味する。出移民とは、出身国を離れて別の国に定住するために移動することを意味する。人口移動は両方の意味を含む用語である。また、人口移動には、国内人口移動すなわち国内での各種の地理的レベルにおける人々の移動も含む。
Demography.MorbidityAndMortality	Morbidity and mortality	Morbidity refers to incidence of ill health in a population. Data may cover the incidence or morbidity rate of a medical condition. For example, the number of people who suffer from lung cancer in a country or a geographic area during a single year. Mortality data indicate the numbers of deaths in a population by place, time, cause, or type of individual etc. For example, maternal mortality rate, child mortality rate. Use note: Self-reported survey data on illnesses and medical conditions are indexed with HEALTH hierarchy topics.	罹病と死亡	罹病とは、人口における疾病の発生・罹患を指す。データには、ある病状の発生率や罹患率を含む場合がある。例えば、一年間に、特定の国や地域で肺がんに罹った人の数等がそれに当たる。死亡データは、場所、時間、原因、個人類型等の別にみた、特定の人口における死亡数を示す。例えば、妊産婦死亡率や乳幼児死亡率がそれに当たる。利用上の注意：疾病や病状に関する自己申告型調査データは「健康」の大区分に属するトピックに分類される。
Economics	ECONOMICS		経済	
Economics.ConsumptionAndConsumerBehaviour	Consumption and consumer behaviour	Refers to the act of acquiring and/or using something to meet the needs and wants of a person, community or society. Data in this category include patterns of consumer behaviour, changes in them, and data on consumer ethics. For example, survey data on how often people buy certain items; when and where they shop; whether ethical considerations affect their consumer choices.	消費と消費者行動	個人、集団、あるいは社会のニーズや欲求を満たすために何かを獲得したり、使用したりする行為を指す。このカテゴリのデータには、消費者行動パターンとその変化や、消費者倫理に関するデータが含まれる。例えば、特定の商品の購入頻度、購入場所、購入時期、消費者の選択に倫理的考慮が影響するか等に関する調査データ。
Economics.EconomicConditionsAndIndicators	Economic conditions and indicators	Economic indicators indicate in which direction an economy is headed and include, for example, GDP growth rate, employment, inflation and interest rate, consumer and investor activity, household debt. Use note: This topic is also used for economic conditions of individuals and households which are surveyed or registered.	経済状況と経済指標	経済指標は、経済変化の方向性を示しており、GDP成長率、雇用、インフレーションと利率、消費者と投資家の活動、世帯の債務等が含まれる。利用上の注意：このトピックは、調査の対象である、あるいは登録されている個人や世帯の経済状況に対しても用いられることがある。
Economics.EconomicPolicyPublicExpenditureAndRevenue	Economic policy, public expenditure and revenue	Data on economic policy, including budget and fiscal policy, public expenditure and public revenue.	経済政策、歳出と歳入	経済政策に関するデータ。予算と財政政策、歳入と歳出を含む。
Economics.EconomicSystemsAndDevelopment	Economic systems and development	Data covering capitalist, socialist and other economic systems and data on, for example, international development programs.	経済体制と経済発展	資本主義、社会主義、そして、その他の経済制度を扱うデータ。また、例えば、国際開発プログラムに関するデータ。
Economics.IncomePropertyAndInvestmentSaving	Income, property and investment/saving	Data on the accumulation of personal assets, including income, property, investments and savings.	所得、財産、投資・貯蓄	個人資産の蓄積に関するデータ。所得、財産、投資および貯蓄を含む。
Education	EDUCATION		教育	
Education.CompulsoryAndPreschoolEducation	Compulsory and pre-school education	Compulsory education refers to the period of education that is required of all persons living in a country and is imposed by law. Pre-school education refers to formal childcare and education given prior to compulsory education. This topic covers data relating to pre-school, primary and lower secondary stages of education, regardless of whether the data focuses on students, teachers, subjects or skills taught, facilities etc.	義務教育と就学前教育	義務教育とは、その国に居住するすべての人に要求され、法律により課された教育期間を指す。就学前教育とは、義務教育に先立って行われる制度的な保育や教育を指す。このトピックは、就学前、初等、前期中等教育段階に関するすべてのデータを含む。データの焦点が、生徒、教師、教えられる科目や技能、施設等のどこにあるのかを考慮する必要はない。
Education.EducationalPolicy	Educational policy	Discussions of policy and principles, and decisions made and principles adopted at national, regional or local level concerning education and its provision. Use note: For laws and regulations already implemented, use the topic 'Legislation and legal systems' as well.	教育政策	国家、地域、あるいは地方レベルにおける教育とその提供に関する政策と方針、あるいは決定事項や採択された方針を巡る議論。利用上の注意：既に施行されている法律や規制については「立法と法制度」というトピックを併せて用いること。
Education.HigherAndFurtherEducation	Higher and further education	Covers general education at ISCED levels 3-4 plus tertiary education, that is, upper secondary general education, and college, university of applied sciences, and university education. Includes data on students, teachers, subjects or skills taught, facilities etc.	高等教育	ISCEDレベル３～４の一般的教育に加え、第三段階の教育を含む。具体的には、後期中等教育の一般教育、および、単科大学、応用科学大学、大学教育を対象とする。学生、教員、教えられる科目や技能、施設等に関するデータを含む。

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Education.LifelongContinuingEducation	Life-long/continuing education	Refers to educational opportunities in varied forms provided for adults after they have left the formal education system. Adults may engage in such education to, for instance, improve their skills or qualifications, to retrain for a new line of work, or just to learn something new. Does not generally include education leading to a qualification, or employee training.	生涯・継続教育	正式な教育課程を終えた成人のために提供される様々な形態の教育機会を指す。成人は、例えば技能や資格を向上させたり、新しい職務のために再訓練を受けたり、あるいは単に何か新しいことを学ぶために教育を受けることがある。一般的に資格につながる教育や職員研修は含まない。
Education.VocationalEducationAndTraining	Vocational education and training	Programmes that are designed for learners to acquire the knowledge, skills and competencies specific to a particular occupation, trade or class of occupations or trades. Vocational education may have work-based components. Covers vocational education at ISCED levels 3-4 and apprenticeships. Includes data on students, teachers, subjects or skills taught, facilities etc.	職業教育と職業訓練	特定の職業や仕事、あるいは同種の職業や仕事に固有の知識、技能、そして能力を獲得する学習者のために設計されたプログラム。職業教育には実際に働くことが含まれる場合がある。ISCEDレベル３～４の職業教育や見習いを含む。生徒、教師、教えられる科目や技能、施設等に関するデータを含む。
Health	HEALTH		健康	
Health.DietAndNutrition	Diet and nutrition	Nutritional processes, eating patterns and practices, and measurable nutritional parameters such as body mass index (BMI), weight, vitamin levels.	食事と栄養	栄養吸収過程、食事のパターンや習慣、数値化された栄養パラメーター。例えば、体格指標（BMI）、体重、ビタミン摂取量、血中ビタミン濃度等。
Health.DrugAbuseAlcoholAndSmoking	Drug abuse, alcohol and smoking	Data on drug and other substance abuse. Data on smoking and drinking habits. For data covering medicinal use of 'recreational' drugs (such as medicinal use of cannabis), use 'Medication and treatment'.	薬物乱用、アルコール、喫煙	麻薬およびその他の薬物の乱用に関するデータ。喫煙と飲酒の習慣に関するデータ。（医療用大麻等）医療目的の使用を扱うデータについては、「薬と治療」を用いること。
Health.GeneralHealthAndWellbeing	General health and well-being	Data on the general well-being or health status of an individual, group or population. May be objectively measured/observed or self-perceived. Well-being includes, for instance, physical and mental capacity or state, as well as social state.	健康一般とウェルビーイング	個人、集団、人口における一般的なウェルビーイングあるいは健康状態に関するデータ。主観的もしくは客観的に測定あるいは観察される場合がある。ウェルビーイングには、例えば、身体的・精神的能力や状態だけではなく、社会的状態をも含む。
Health.HealthCareServicesAndPolicies	Health care services and policies	Quality and availability of services, associated facilities and personnel within health care. Health care economy and policy decisions and principles at national, regional or local level regarding health care. Use note: For laws and regulations already implemented, use the topic 'Legislation and legal systems' as well.	ヘルスケアサービスと政策	健康管理（ヘルスケア）におけるサービス、関連施設、そして職員の質と供給状況。国、地域、あるいは地方レベルでの健康管理についての財政、政策決定と方針。利用上の注意：既に施行されている法律や規制については「立法と法制度」というトピックを併せて用いること。
Health.MedicationAndTreatment	Medication and treatment	Treatment of disease, or procedure/s of preventing it. Patient care at individual level. Research on medication and treatment of a disease. Data on, for instance, surgical procedures, rehabilitation, doctor consultation, physical therapy, musculoskeletal manipulations, care in hospital or home, psychotherapy, investigative techniques, medication.	薬と治療	病気の治療、あるいはその予防手順。個人レベルの患者のケア。病気の治療と薬に関する調査研究。例えば、外科手術、リハビリテーション、医師による診療、理学療法、筋骨格系整骨治療、病院あるいは自宅でのケア、心理療法、試験的治療法、投薬治療に関するデータ。
Health.OccupationalHealth	Occupational health	Data on occupational exposures and diseases, occupational safety, sick leave, work ability and disability, or work-related disability pension.	労働衛生	職業性曝露・疾病、労働安全、病気休暇、労働能力と障害、あるいは労働関連の障害年金に関するデータ。
Health.PhysicalFitnessAndExercise	Physical fitness and exercise	Data on people's general level of fitness, physical activity and exercise they take.	フィットネスと運動	一般的なレベルのフィットネス、身体的活動、人々が行う運動に関するデータ。
Health.PublicHealth	Public health	Prevention and control of disease and disability, and the promotion of physical and mental health of the population on the international, national, state, or municipal level. For instance, health promotion, disease prevention, impact of public health programmes, managing local, national or global health issues, epidemiology of a disease, condition, or pathogen, or disease outbreak.	公衆衛生	国際的、国、州、あるいは地方自治体レベルにおける病気や障害の予防と制御、ならびに人口の身体的および精神的健康の増進。例えば、ヘルスプロモーション、病気の予防、公衆衛生プログラムの影響、地方、国、あるいは世界的健康問題への対応、病気、病状、または病原体の疫学、あるいは疫病の発生。
Health.ReproductiveHealth	Reproductive health	Reproductive process, function or system at any stage of life. Includes data on pregnancy, birth, family planning, contraception, abortion and menopause.	リプロダクティブヘルス	人生のあらゆる段階での生殖（活動）過程、生殖機能あるいは生殖システム。妊娠、出産、家族計画、避妊、中絶そして閉経に関するデータを含む。
Health.SignsAndSymptomsPathologicalConditions	Signs and symptoms; pathological conditions	Data on abnormal anatomical or physiological conditions, and objective or subjective manifestations of disease/symptoms, not classified as disease or syndrome (in which case 'Specific diseases, disorders or medical conditions' would be used). Includes clinical manifestations that can be objective when observed by a medical professional or subjective when perceived by the patient. E.g. pain, diarrhoea, rash, leg length inequality, insomnia, teeth grinding, inflammation, arrhythmia.	徴候と症状、病気の状態	解剖学的あるいは生理学的に異常な状態、および、病気/症状の客観的あるいは主観的徴候に関するデータ。病気や症候群として分類されるものは除く（その場合「疾病、障害、健康状態」という用語が用いられる）。医療の専門家が観察した客観的な症状、患者が気が付いている主観的な症状を含む。例えば、痛み、下痢、発疹、脚長不等、不眠症、歯ぎしり、炎症、不整脈等。
Health.SpecificDiseasesDisordersAndMedicalConditions	Specific diseases, disorders and medical conditions	Data on specific, diagnosed diseases, disorders or syndromes (often classified in ICD-10 or its earlier versions). For example, medical research on infectious diseases or the causes of diabetes, or data on the physical and mental recovery of people who have had heart surgery.	疾病、障害、健康状態	特定の診断された病気、障害、あるいは症候群に関するデータ。それらは、しばしばICD-10（国際疾病分類）あるいはそれ以前のヴァージョンにより分類される。例えば、感染症や糖尿病の原因に関する医学研究、あるいは心臓病の手術を受けた人々の心身の健康状態の回復に関するデータ。

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Health.WoundsAndInjuries	Wounds and injuries	Wounds and injuries, both physical and psychological, caused either by accidents or violence (through individual or group aggressive behaviour). Use note: If work-related wounds or injuries, use 'Occupational health'.	創傷と損傷	事故あるいは（個人あるいは集団の攻撃的行動による）暴力のどちらかが原因で生じた創傷と損傷。身体的あるいは精神的なものも含む。利用上の注意：業務上の事由による負傷の場合は「労働衛生」を用いること。
History	HISTORY	Use note: In addition to this broader topic, use another topic for historical data. Example: for data on the working environments of family doctors in the 1960s, use HISTORY and 'Working conditions' plus 'Health care services and policies'. Use the HISTORY topic on its own only if a more specific topic cannot be found in this vocabulary.	歴史	利用上の注意：歴史的なデータについては、この広義のトピックに加えて、他のトピックも用いること。例えば、1960年代の家庭医の労働環境に関するデータについては、「歴史」と「労働条件」の他に「ヘルスケア・サービスと政策」を用いる。より具体的なトピックがこの統制語彙において見つからない場合にのみ、「歴史」というトピックを単独で用いる。
HousingAndLandUse	HOUSING AND LAND USE		住宅と土地利用	
HousingAndLandUse.Housing	Housing	Includes data measuring the standard of housing in a community, including social housing, as well as the availability and pricing of housing. Housing includes homes, second homes and holiday homes.	住宅	地域社会における住宅の供給や価格だけではなく住宅の水準のデータを含む。公営・公団住宅も対象とする。住宅には、自宅、セカンドハウス、別荘が含まれる。
HousingAndLandUse.LandUseAndPlanning	Land use and planning	Includes both land use and land use planning. Land use planning refers to procedures carried out to ensure an optimal and sustainable use of land resources in rural and urban communities.	土地利用と計画	土地の利用と土地利用計画の両方を含む。土地利用計画とは、地方および都市の地域社会で土地資源の最適かつ持続可能な利用を確実に実施するために行われる手続きを指す。
LabourAndEmployment	LABOUR AND EMPLOYMENT		労働と雇用	
LabourAndEmployment.EmployeeTraining	Employee training	Internal corporate training and other employee training funded by the employer to increase employee skills and competence. Use note: Does not include apprenticeships, which are included in 'Vocational education and training'.	職員研修	職員の技術と能力を向上させるために雇用主の費用によって行われる社内研修やその他の職員に対する訓練。利用上の注意：「職業教育と職業訓練」に含まれる見習いは含まれない。
LabourAndEmployment.Employment	Employment	Data on employment rate and statistics, labour market, job vacancies, job-seeking, job characteristics, employment of certain groups (e.g. youth or minority employment), employment services, career. Use note: For pay and remuneration use 'Working conditions'.	雇用	雇用率と雇用統計、労働市場、求人、求職活動、仕事の特性、特定の集団の雇用（例：若者あるいはマイノリティーの雇用）、職業紹介、職歴に関するデータ。利用上の注意：給与や報酬については「労働条件」を用いること。
LabourAndEmployment.LabourAndEmploymentPolicy	Labour and employment policy	Data on employment policies relating to employment relations, the labour market and equality and discrimination at work; at national level policies include influencing the demand and supply of labour and the functioning of labour markets. Use note: For laws and regulations already implemented, use the topic 'Legislation and legal systems' as well.	労働と雇用政策	雇用関係、労働市場、そして職場における平等と差別に関する雇用政策のデータ。国レベルでは、労働の需要と供給や労働市場の機能に影響を与える政策を含む。利用上の注意：既に施行されている法律や規制については「立法と法制度」というトピックを併せて用いること。
LabourAndEmployment.LabourRelationsConflict	Labour relations/conflict	Relations between employers and employees.	労使関係・争議	労使関係
LabourAndEmployment.Retirement	Retirement	Includes all patterns of retirement such as phased or flexible retirement, data on retirement age and early retirement.	退職	すべての形態の退職を指す。例えば、段階的あるいは柔軟な退職、定年年齢のデータ、早期退職等を含む。
LabourAndEmployment.Unemployment	Unemployment	Data on unemployment rates and statistics, employment programmes and schemes, duration and frequency of unemployment, social and psychological impact of unemployment etc.	失業	失業率と失業統計、雇用プログラムと計画、失業の継続期間と頻度、失業の社会的および心理的影響等に関するデータ。
LabourAndEmployment.WorkingConditions	Working conditions	The conditions under which employees work. For example, types of contract, working time (hours of work, rest periods, work schedules, overtime), pay and remuneration, physical aspects and mental demands of work, employee rights and responsibilities, workload, employee involvement in decision-making, leave entitlements, physical environment. Use note: For workplace safety issues, use also 'Occupational health'.	労働条件	職員が働く条件。例えば、契約の種類、働いている時間（労働時間、休憩時間、勤務予定、残業時間）、給与と報酬、仕事の身体的側面と精神的負担、職員の権利と責任、仕事量、職員の意思決定への関与、休暇の権利、物理的環境。利用上の注意：職場の安全に関する問題については「労働衛生」も用いること。
LawCrimeAndLegalSystems	LAW, CRIME AND LEGAL SYSTEMS		法、犯罪、法制度	
LawCrimeAndLegalSystems.CrimeAndLawEnforcement	Crime and law enforcement	Data on crime, crime prevention, victims of crime, criminals, as well the police, secret service, correctional institutions (e.g. prisons, young people's correctional institutions), border control and customs. Also includes data on the staff and facilities of these agencies.	犯罪と法の執行	犯罪、防犯、犯罪被害者、犯罪者、警察、要人警護、矯正施設（例、刑務所、若者の更生施設）、国境管理や税関についてのデータ。これらの機関の職員や施設に関するデータも含む。
LawCrimeAndLegalSystems.LegislationAndLegalSystems	Legislation and legal systems	Data on international or national legislation, administrative regulations, judiciary system (powers and activities of courts), alternative dispute resolution and restorative justice, punishments.	立法と法制度	国際法あるいは国内の法律、行政による規制、司法制度（裁判所の権限と活動）、裁判外紛争解決手続と修復的司法、刑罰に関するデータ。
MediaCommunicationAndLanguage	MEDIA, COMMUNICATION AND LANGUAGE		メディア、コミュニケーション、言語	

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
MediaCommunicationAndLanguage.InformationSociety	Information society	The creation, distribution, use, integration and manipulation of information as a significant economic, political, and cultural activity. For instance, data relating to e-commerce, e-government, social media, mobile devices, access to and use of the Internet, e-privacy, information and library resources. Use note: For data on the actual technologies, use 'Information technology'.	情報社会	経済的、政治的、および文化的に重要な活動として、情報を作成、伝達、利用、統合、および操作すること。例えば、電子商取引、電子政府、ソーシャル・メディア、モバイル機器、インターネットのアクセスと利用、eプライバシー、情報と図書館の資源に関連したデータ。利用上の注意：実際の技術に関するデータについては「情報技術」を用いること。
MediaCommunicationAndLanguage.LanguageAndLinguistics	Language and linguistics	Data from linguistic studies, linguistic analysis and sociolinguistics, as well as data on language policies, people's language skills, languages spoken at work and at home, attitudes towards minority languages etc.	言語と言語学	言語学、言語の分析、社会言語学のデータ。また、言語政策、人々の言語スキル、職場や家庭で話されている言語、少数言語に対する態度等に関するデータ。
MediaCommunicationAndLanguage.Media	Media	Data referring to any type of mass media. For example, printed or online newspapers, magazines, television and the radio. Use note: Social media are indexed with 'Information society'.	メディア	あらゆる種類のマスメディアに関するデータ。例えば、印刷された、あるいはオンライン上の新聞、雑誌、テレビ、そしてラジオ。利用上の注意：ソーシャル・メディアは「情報社会」に分類される。
MediaCommunicationAndLanguage.PublicRelations	Public relations	Measures adopted to enhance or preserve the image of individuals, companies, organisations, and governments for example by means of advertising, lobbying etc.	広報（PR）	個人、企業、組織、および政府のイメージを高めたり、守るために取り入れられた手段。例えば、宣伝やロビー活動等。
NaturalEnvironment	NATURAL ENVIRONMENT		自然環境	
NaturalEnvironment.EnergyAndNaturalResources	Energy and natural resources	Natural resources are assets such as land, forests, energy sources, water, minerals which exist naturally and can be used for economic production or consumption. Energy resources include fossil fuels such as oil, natural gas or coal, as well as nuclear, solar, tidal and wind or from living organisms that can be replaced.	エネルギーと天然資源	天然資源とは土地、森林、エネルギー資源、水、鉱物等、自然に存在して有益に使えるものであり、経済的生産と消費を生み出す。エネルギー資源に含まれるのは化石燃料（石油、天然ガス、石炭）のほか、原子力、太陽光、潮力と風力、代替可能な生物由来のものがある。
NaturalEnvironment.EnvironmentAndConservation	Environment and conservation	Covers issues of environmental degradation, pollution, environmental protection, climate change, flood prevention, soil erosion.	環境と保全	環境悪化、汚染、環境保護、気候変動、洪水対策、土壌浸食等の諸問題を含む。
NaturalEnvironment.NaturalLandscapes	Natural landscapes	Covers landscapes and elements of land that have not been directly changed by humans.	自然景観	人間によって直接手を加えられていない景観や土地の構成要素を含む。
NaturalEnvironment.PlantsAndAnimals	Plants and animals	Covers domesticated, production and wild animals, as well as all types of plants (e.g. flowers, trees, moss, vegetables).	植物と動物	家畜動物、人為的に繁殖させた動物、野生の動物、およびあらゆる種類の植物（例えば、草花、樹木、苔、野菜）を含む。
Politics	POLITICS		政治	
Politics.ConflictSecurityAndPeace	Conflict, security and peace	Internal and international security and safety; internal and international conflicts; war and peace; national defence and defence forces (the army). Use note: The police are covered by 'Crime and law enforcement'.	紛争、安全保障、平和	国内治安と国際的安全保障、国内および国際紛争、戦争と平和、国防と防衛力（軍隊）。利用上の注意：警察は「犯罪と法の執行」に含まれるので注意すること。
Politics.Elections	Elections	Data on elections, referendums, election campaigns, election results, candidates in elections, candidate selectors, election funding etc.	選挙	選挙、レファレンダム、選挙運動、選挙結果、選挙の立候補者、候補者の選定主体、選挙資金等に関するデータ。
Politics.GovernmentPoliticalSystemsAndOrganisations	Government, political systems and organisations	Issues relating to national, regional and local government, governing bodies (e.g. the Government, Parliament, local government bodies), public administration, other political organisations such as political parties. For example, data on government policies, political parties and their policies, political party leaders, trust in government bodies.	政府、政治制度、組織	国、地域、および地方の政府や、統治機構（例えば、政府、議会、地方政府機関）、行政機関、政党等その他の政治組織に関する問題。例えば、政府の政策、政党とその政策、政党指導者、政府機関への信頼に関するデータ。
Politics.InternationalPoliticsAndOrganisations	International politics and organisations	Global governance, diplomacy, foreign policy, relations between countries, international organisations (e.g. the EU, WHO, UN, WTO), and international agreements.	国際政治と国際機構	グローバル・ガバナンス、外交、外交政策、国際関係、国際機関（例えば、EU（欧州連合）、WHO（世界保健機関）、UN（国際連合）、WTO（世界貿易機関））、そして国際協定。
Politics.PoliticalBehaviourAndAttitudes	Political behaviour and attitudes	Data on party political attitudes, political engagement and participation in the political process, voting behaviour, satisfaction with government. Use note: For data on specific political doctrines, use 'Political ideology'.	政治行動と政治的態度	政党に関する政治的態度、政治過程における政治的関与および参加、投票行動、政府への満足に関するデータ。利用上の注意：特定の政治的教義に関するデータについては「政治的イデオロギー」を用いること。
Politics.PoliticalIdeology	Political ideology	Ideas, ideals and theories on the ways governments and societies can be organised. Major political ideologies include anarchism, democracy, liberalism, conservatism etc.	政治的イデオロギー	理念、政府や社会を組織する方法に関する理想および理論。主要な政治的イデオロギーには、無政府主義、民主主義、自由主義、保守主義等を含む。
Psychology	PSYCHOLOGY		心理	
ScienceAndTechnology	SCIENCE AND TECHNOLOGY		科学と技術	
ScienceAndTechnology.Biotechnology	Biotechnology	Data referring to the use of biomolecular and cellular processes to create new products and technological processes.	バイオテクノロジー	生体分子や細胞内過程を使って、新しい製品、新しい技術工程を作り出すことに関するデータ。
ScienceAndTechnology.InformationTechnology	Information technology	Information and communication technologies that are used in the home, workplace and other community setting. Use note: The use and impact of these technologies are covered by 'Information society'.	情報技術	情報通信技術（ICT）。家庭、職場、その他の社会的場面で使われる。利用上の注意：これらの技術の利用と影響については「情報社会」で扱う。

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
SocialStratificationAndGroupings	SOCIAL STRATIFICATION AND GROUPINGS		社会階層と社会集団	
SocialStratificationAndGroupings.Children	Children	Use note: May need an additional topic, if children are studied from a particular aspect.	子ども	利用上の注意：子どもがある特定の側面から研究される場合、追加のトピックが必要となる可能性がある。
SocialStratificationAndGroupings.Elderly	Elderly	Use note: May need an additional topic, if the elderly are studied from a particular aspect.	高齢者	利用上の注意：高齢者がある特定の側面から研究される場合、追加のトピックが必要となる可能性がある。
SocialStratificationAndGroupings.ElitesAndLeadership	Elites and leadership	Issues related to the existence, roles and impact of elites in society, that is, individuals or groups who have a large amount of power or influence over society, politics, wealth etc, either through decisions they make or, for example, through ideas or feelings that they express or represent. Includes issues related to influential people in all spheres of society, for example, decision-makers in political life, political party leaders, influential artists, prominent mass or social media figures etc.	エリートとリーダーシップ	社会におけるエリート、すなわち、社会、政治、富等に対して大きな権力や影響力を持つ個人あるいは集団の存在、役割、影響に関する問題。エリートによる意思決定の場合もあれば、彼らが表現したり、代表したりする理念や感情を通ずる場合もある。あらゆる社会の範囲に影響力のある人々に関する問題を含む。例えば、政治領域における意思決定者、政党指導者、影響力のある芸術家、マスメディアやソーシャル・メディアにおける著名人等。
SocialStratificationAndGroupings.EqualityInequalityAndSocialExclusion	Equality, inequality and social exclusion	Issues relating to whether all individuals or groups of individuals have the same status and opportunities in society. Equality can be studied, for example, in terms of education, (financial) assets or income, occupational position, power, prestige, conditions of work and leisure time, access to services, and social relations. Marginalisation and social exclusion can be the result of systematic disadvantage in multiple areas of life, and people concerned may be deprived of rights, opportunities, resources and social integration. Examples of data: statistics on income equality; perceived group-focused discrimination (e.g. towards foreigners, the homeless, asylum seekers); perceived differences between men and women regarding opportunities for leading roles in politics; impact of parental unemployment on children's education level and social networks.	平等、不平等、社会的排除	すべての個人あるいは個人の集まりが、社会において同じような地位（身分）や機会を持っているかに関わる問題。平等については、例えば、教育、（金融）資産あるいは所得、職業上の地位、権力、名声、労働と余暇時間の条件、サービスへのアクセス、そして、社会関係を通じて研究することが可能である。周辺化および社会的排除は生活の多様な分野における系統的不利益の結果として生じうるものであり、影響を受ける人々は権利、機会、資源および社会との繋がりを奪われている可能性がある。データの例としては、所得の平等に関する統計、集団に対する明白な差別（例えば、外国人、ホームレス、難民申請者に対するもの）、政治における主導的役割の機会に関する男女間の明らかな相違、親の失業が子どもの教育レベルや社会的繋がりに与える影響がある。
SocialStratificationAndGroupings.FamilyLifeAndMarriage	Family life and marriage	Covers issues related to families, relatives, generations and household composition. For instance, data on child rearing, division of labour within the family, support provided for family members.	家族生活と結婚	家族、親類、世代および世帯構成に関する問題を含む。例えば、子育て、家族内の分業、家族への支援に関するデータ。
SocialStratificationAndGroupings.GenderAndGenderRoles	Gender and gender roles	Gender identity; gendered representation (e.g. representation of genders in decision-making bodies, in media, in literature etc); social, cultural and psychological traits linked to males and females; women's studies; men's studies; expected behaviour and choices according to gender roles and the impact of such expectations.	ジェンダーと性別役割	ジェンダー・アイデンティティー、ジェンダーによる代表/表象（例えば、意思決定機関における男女別の代表、メディアや文学等における性別の表象）、男女間の違いに関連付けられた社会的・文化的・心理的特性、女性研究、男性研究、性別役割によって期待される行動と選択およびそのような期待の影響。
SocialStratificationAndGroupings.Minorities	Minorities	Groups of individuals that differ from the majority of population in some way. Differentiating characteristics include, for instance, ethnicity, religion, health, sexual orientation, first language (mother tongue) and culture. Use note: For some minority issues, it may be useful to select additional topics such as 'Equality, inequality and social exclusion' or 'Language and linguistics'.	マイノリティー	何らかのかたちで人口のマジョリティーと異なる個人の集団。集団を他と区別する特性としては、例えば、エスニシティ、宗教、健康、性的指向、第一言語（母語）、および文化を含む。利用上の注意：マイノリティーの問題については、「平等、不平等、社会的排除」あるいは「言語と言語学」等の追加のトピックを用いると利便性が高まるだろう。
SocialStratificationAndGroupings.SocialAndOccupationalMobility	Social and occupational mobility	Movement of individuals, families or groups of individuals in social and occupational status over time. The movement may be horizontal, that is, change in position within the range of same status, or vertical where individuals may move upwards or downwards in the status hierarchy. For example, labourers in declining industries may become labourers in some other industry (horizontal occupational mobility), or children in poor families may reach a higher social class than their parents (vertical inter-generational social mobility).	社会移動と職業移動	社会的および職業的地位における個人、家族、あるいは個人の集団の経時的移動。その移動には、水平的、すなわち、同じ地位の範囲内で職が変わる場合もあれば、あるいは個人が地位の階層において上層または下層へ垂直的に移動する場合もあるだろう。例えば、斜陽産業の肉体労働者が他の産業の肉体労働者になること（水平的職業移動）、あるいは、貧しい家庭の子どもが親より高い社会階級に到達すること（垂直的世代間社会移動）がある。
SocialStratificationAndGroupings.Youth	Youth	Use note: May need an additional topic, if young people are studied from a particular aspect.	若者	利用上の注意：若者がある特定の側面から研究される場合、追加のトピックが必要となる可能性がある。
SocialWelfarePolicyAndSystems	SOCIAL WELFARE POLICY AND SYSTEMS		社会福祉政策と制度	

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
SocialWelfarePolicyAndSystems.SocialWelfarePolicy	Social welfare policy	Decisions made and principles adopted at national, regional or local level concerning social welfare, its funding and provision, for instance, who is entitled to what kind of social services and benefits and why, what is their level, and who can provide the services. For example, a policy that elderly people should remain in their homes for as long as possible, a policy relating to how long people can have an unemployment benefit. Use note: For laws and regulations already implemented, use the topic 'Legislation and legal systems' as well.	社会福祉政策	社会福祉とその財源、提供に関して、国、地域、地方レベルで行われた決定および採択された方針。例えば、誰がどのような社会サービスと給付を受ける権利があるのかとその理由、そのサービスや給付の水準、そして誰がサービスを提供できるか等。例えば、高齢者は可能な限り長く自宅にとどまるべきであるという政策、失業給付を受けられる期間に関する政策。利用上の注意：既に施行されている法律や規制については「立法と法制度」というトピックを併せて用いること。
SocialWelfarePolicyAndSystems.SocialWelfareSystemsStructures	Social welfare systems/structures	Issues related to the actual provision of social welfare, who provides social welfare services in practice and to what extent, how the actual services are structured. For example, questions on how a local government has organised services for the elderly.	社会福祉制度・構造	社会福祉の実際の供給の仕方、実際に誰がどの程度の社会福祉サービスを提供するのか、実際のサービスの構造がどうなっているのかに関する問題。例えば、地方政府がどのように高齢者のためのサービスを行っているか。
SocialWelfarePolicyAndSystems.SpecificSocialServicesUseAndAvailability	Specific social services: use and availability	For example, data on the extent people use specific social services, opinions on the adequacy, accessibility and availability of specific services, and general satisfaction with them. For example, questions on what services elderly respondents have used, or use statistics on particular services.	特定の社会サービスの利用と供給	例えば、特定の社会サービスの利用度に関するデータや、特定のサービスの妥当性、利用しやすさ、供給状況に対する意見および全体的満足度。例えば、高齢者がどのサービスを利用したかということや、特定のサービスの利用統計。
SocietyAndCulture	SOCIETY AND CULTURE		社会と文化	
SocietyAndCulture.CommunityUrbanAndRuralLife	Community, urban and rural life	Data related to different aspects of life in the community, or in urban and rural areas. Opinions on and images of the neighbourhood, or of urban or rural areas. Services, facilities and business opportunities in the neighbourhood.	地域社会、都市生活、農村生活	地域社会、あるいは都市部や農村部での生活の異なる側面に関するデータ。近隣、あるいは都市部または農村部に対する意見や印象。近隣におけるサービス、施設、および商機。
SocietyAndCulture.CulturalActivitiesAndParticipation	Cultural activities and participation	Active or passive participation in any kind of cultural activities, as well as opinions and perceptions of them.	文化的活動と参加	あらゆる種類の文化活動への積極的あるいは消極的参加、およびそれらの活動への意見と認識。
SocietyAndCulture.CulturalAndNationalIdentity	Cultural and national identity	Data on identity formation, who people feel they are and where they feel they belong in terms of nationality, locality, social class, generation, ethnicity, religion or any other social/cultural grouping. Also covers exclusion of self or others from those groups.	文化的アイデンティティーとナショナルアイデンティティー	アイデンティティーの形成に関するデータ。すなわち、国、地域、社会階級、世代、エスニシティー、宗教、あるいはそれら以外の社会的・文化的分類について、人々が自分を何者と感じるのか、そしてどこに所属していると感じるのかに関するデータ。自己あるいは他者がそれらの集団から除外されていることも含む。
SocietyAndCulture.LeisureTourismAndSport	Leisure, tourism and sport	Recreation patterns, leisure time activities and hobbies. Includes sports spectatorship, competition sports, and travel for leisure. Use note: For data on exercise for keeping fit, use 'Physical fitness and exercise'.	余暇、観光、スポーツ	娯楽の傾向、余暇活動、および趣味。スポーツ観戦、競技スポーツ、余暇の旅行を含む。利用上の注意：健康維持のための運動に関するデータについては「フィットネスと運動」を用いること。
SocietyAndCulture.ReligionAndValues	Religion and values	Data which addresses questions of religious behaviour, religious movements, spirituality, morality and other values.	宗教と価値観	宗教的行動、宗教運動、スピリチュアリティ、道徳性およびその他の価値観の問題に関するデータ。
SocietyAndCulture.SocialBehaviourAndAttitudes	Social behaviour and attitudes	Data on social behaviour; social interaction and networks; social responsibilities; social norms and rules; and attitudes towards these issues.	社会行動と社会的態度	社会行動に関するデータ。社会的相互作用とネットワーク、社会的責任、社会規範と規則、および、これらの問題に対する態度。
SocietyAndCulture.SocialChange	Social change	Data on changes in the society, including attitudinal changes.	社会変動	社会の変化に関するデータ。態度の変化も含む。
SocietyAndCulture.SocialConditionsAndIndicators	Social conditions and indicators	Covers all aspects of the quality of life and well-being of individuals and societies, as well as people's perceptions thereof. Use note: Depending on the aspect studied, 'General health and well-being', 'Equality, inequality and social exclusion' and 'Economic conditions and indicators', etc. may be relevant as well.	社会状況と社会指標	個人および社会について生活の質やウェルビーイングのすべての側面を網羅する。それらに対する人々の認識も含む。利用上の注意：対象となる側面によっては、「健康一般とウェルビーイング」「平等、不平等、社会的排除」や「経済状況と経済指標」等に関連する可能性があることに注意すること。
SocietyAndCulture.TimeUse	Time use	Data on the amount of time spent by the population on various activities.	生活時間	人々が様々な活動に費やした時間に関するデータ。
TradeIndustryAndMarkets	TRADE, INDUSTRY AND MARKETS		貿易、産業、市場	
TradeIndustryAndMarkets.AgricultureAndRuralIndustry	Agriculture and rural industry	Data on agricultural production and all rural industries which include, for example, fisheries and forestry.	農林水産業	農業生産および漁業や林業等を含むすべての農村産業についてのデータ。
TradeIndustryAndMarkets.BusinessIndustrialManagementAndOrganisation	Business/industrial management and organisation	Data on industry and business such as management, productivity, growth and decline, organisation structure, administration, investment in R&D, markets and market share.	ビジネス・産業経営と組織	産業や商業に関するデータ。例えば、経営、生産性、成長と衰退、組織構造、運営管理、研究開発への投資、市場および市場占有率。
TradeIndustryAndMarkets.ForeignTrade	Foreign trade	Exchange of capital, goods, or services across international borders.	外国貿易	国境を越えた資本、商品、あるいはサービスの交換。
TransportAndTravel	TRANSPORT AND TRAVEL	Includes all types of goods transport as well as commuting, public transport (trains, buses, underground etc), and urban transport networks. Data on mobility habits, for example, cross-border shopping, routes and means used to access a location. Use note: For travel for leisure, use the topic 'Leisure, tourism and sport'.	運輸と旅行	通勤、公共交通機関（列車/電車、バス、地下鉄等）や都市交通網のような、あらゆる種類の貨物輸送/運輸機関を含む。移動の習慣（日常の移動行動）に関するデータ、例えば、国境を越えた買い物、目的地/行先までの利用経路及び手段。利用上の注意：余暇のための移動については「余暇、観光、スポーツ」というトピックを用いること。

Code value	Code descriptive term (en)	Code definition (en)	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Other	OTHER	Use if the topic is known, but not found in the list.	その他	トピックは既知であるが、このリストに載っていない場合に用いる。

日本統計年鑑目次（Japan Statistical Yearbook Classification）

	用語（日本語）		Code descriptive term (en)
0	主要指標	0	Key Statistics
I	**地理・人口**	**I. Geography and Population**	
1	国土・気象	1	Land and Climate
1.1	国土	1.1	Land
1.2	気象	1.2	Climate
2	人口・世帯	2	Population and Households
2.1	人口	2.1	Population
2.2	世帯	2.2	Households
2.3	人口動態	2.3	Vital Statistics
2.4	人口移動	2.4	Migration
II	**マクロ経済活動**	**II. Macroeconomic Activities**	
3	国民経済計算	3	National Accounts
4	通貨・資金循環	4	Currency and Flow of Funds
4.1	通貨	4.1	Currency
4.2	資金循環	4.2	Flow of Funds
5	財政	5	Public Finance
5.1	国家財政	5.1	National Finance
5.2	地方財政	5.2	Local Finance
6	貿易・国際収支・国際協力	6	Foreign Trade, Balance of Payments and International Cooperation
6.1	輸出・輸入	6.1	Exports and Imports
6.2	国際収支	6.2	Balance of Payments
6.3	国際協力	6.3	International Cooperation
III	**企業・事業所**	**III. Enterprises and Establishments**	
7	企業活動	7	Business Activities
8	農林水産業	8	Agriculture, Forestry and Fisheries
8.1	農業	8.1	Agriculture
8.2	林業	8.2	Forestry
8.3	水産業	8.3	Fisheries
8.4	食料需給	8.4	Supply and Demand of Food
9	鉱工業	9	Mining and Manufacturing
9.1	鉱業	9.1	Mining
9.2	製造業	9.2	Manufacturing
9.3	鉱工業指数	9.3	Indices of Industrial Production
10	建設業	10	Construction
11	エネルギー・水	11	Energy and Water
11.1	エネルギー需給	11.1	Supply and Demand of Energy
11.2	電気	11.2	Electricity
11.3	ガス	11.3	Gas
11.4	水	11.4	Water
12	情報通信	12	Information and Communication
13	運輸・観光	13	Transport and Tourism
13.1	運輸	13.1	Transport
13.2	観光	13.2	Tourism
14	卸売業・小売業	14	Wholesale and Retail Trade
15	サービス産業	15	Services Industry
16	金融・保険	16	Finance and Insurance
16.1	金融	16.1	Finance
16.2	公社債・株式	16.2	Public and Corporate Bonds and Stocks
16.3	保険	16.3	Insurance
17	環境	17	Environment
18	科学技術	18	Science and Technology
18.1	科学技術	18.1	Science and Technology
18.2	産業財産権	18.2	Industrial Property Rights
IV	**労働・物価・住宅・家計**	**IV. Labour, Prices, Housing and Family Budgets**	
19	労働・賃金	19	Labour and Wages

日本統計年鑑目次（Japan Statistical Yearbook Classification）

	用語（日本語）		Code descriptive term (en)
19.1	労働力	19.1	Labour Force
19.2	賃金	19.2	Wages
19.3	労働時間	19.3	Working Hours
19.4	労働異動	19.4	Labour Turnover
19.5	労働生産性	19.5	Labour Productivity
19.6	労働組合・争議	19.6	Labour Unions and Disputes
20	物価・地価	20	Prices
20.1	物価指数	20.1	Price Indices
20.2	価格	20.2	Prices
20.3	地価	20.3	Land Prices
21	住宅・土地	21	Housing and Estate
21.1	住宅	21.1	Housing
21.2	土地	21.2	Estate
22	家計	22	Family Income and Expenditure
V	**社会**	**V. Society**	
23	社会保障	23	Social Security
23.1	社会保障費用	23.1	Social Security Expenditure
23.2	社会保険	23.2	Social Insurance
23.3	社会福祉	23.3	Social Welfare
24	保健衛生	24	Health and Sanitation
24.1	保健	24.1	Health
24.2	衛生	24.2	Sanitation
24.3	傷病	24.3	Injuries and Disease
24.4	医療施設	24.4	Medical Care Institutions
25	教育	25	Education
25.1	学校教育	25.1	School Education
25.2	社会教育	25.2	Social Education
26	文化	26	Culture
26.1	文化施設・文化財	26.1	Cultural Facilities and Cultural Properties
26.2	出版・マスコミュニケーション	26.2	Publication and Mass Communication
26.3	娯楽・公園	26.3	Recreation and Parks
26.4	宗教	26.4	Religion
26.5	生活時間・生活行動	26.5	Time Use and Leisure Activities
27	公務員・選挙	27	Government Employees and Elections
27.1	公務員	27.1	Government Employees
27.2	選挙	27.2	Elections
27.3	栄典	27.3	Honor
28	司法・警察	28	Justice and Police
29	災害・事故	29	Disasters and Accidents
29.1	災害	29.1	Disasters
29.2	事故	29.2	Accidents
30	軍事	30	Military Affairs
VI	**国際**	**VI. International Statistics**	
31	国際統計	31	Comparative International Statistics

日本十進分類法第2次区分表(Nippon Decimal Classification : the second classification table)

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
00	**総記**	**General works**
01	図書館. 図書館情報学	Libraries. Library and information sciences
02	図書. 書誌学	Books. Bibliography
03	百科事典. 用語索引	General encyclopedias. General concordances
04	一般論文集. 一般講演集. 雑著	General collected essays. General miscellanies
05	逐次刊行物. 一般年鑑	General serial publications. General yearbooks
06	団体. 博物館	General societies. Museums
07	ジャーナリズム. 新聞	Journalism. Newspapers
08	叢書. 全集. 選集	General collections
09	貴重品. 郷土資料. その他の特別コレクション	Rare books. Local collections. Special collections
10	**哲学**	**Philosophy**
11	哲学各論	Special treatises on philosophy
12	東洋思想	Oriental thought
13	西洋哲学	Western philosophy
14	心理学	Psychology
15	倫理学. 道徳	Ethics. Morals
16	**宗教**	**Religion**
17	神道	Shinto
18	仏教	Buddhism
19	キリスト教. ユダヤ教	Christianity. Judaism
20	**歴史. 世界史. 文化史**	**General history. World history**
21	日本史	General history of Japan
22	アジア史. 東洋史	General history of Asia
23	ヨーロッパ史. 西洋史	General history of Europe
24	アフリカ史	General history of Africa
25	北アメリカ史	General history of North America
26	南アメリカ史	General history of South America
27	オセアニア史. 両極地方史	General history of Oceania. General history of Polar regions
28	伝記	General biography
29	**地理. 地誌. 紀行**	**General geography. Description and travel**
30	**社会科学**	**Social sciences**
31	政治	Political science
32	法律	Law
33	経済	Economics
34	財政	Public finance
35	統計	Statistics
36	社会	Society
37	教育	Education
38	風俗習慣. 民俗学. 民族学	Customs, folklore and ethnology
39	国防. 軍事	National defence. Military science
40	**自然科学**	**Natural sciences**
41	数学	Mathematics
42	物理学	Physics
43	化学	Chemistry
44	天文学. 宇宙科学	Astronomy. Space sciences
45	地球科学. 地学	Earth sciences
46	生物科学. 一般生物学	Biology
47	植物学	Botany
48	動物学	Zoology
49	**医学. 薬学**	**Medical sciences. Pharmaceutics**

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
50	**技術. 工学**	**Technology. Engineering**
51	建設工学. 土木工学	Construction. Civil engineering
52	建築学	Architecture. Building
53	機械工学. 原子力工学	Mechanical engineering. Nuclear engineering
54	電気工学	Electrical engineering
55	海洋工学. 船舶工学. 兵器. 軍事工学	Maritime engineering. Weapons. Military engineering
56	金属工学. 鉱山工学	Metal and mining engineering
57	化学工業	Chemical technology
58	製造工業	Manufactures
59	**家政学. 生活科学**	**Domestic arts and sciences**
60	**産業**	**Industry and commerce**
61	農業	Agriculture
62	園芸. 造園	Horticulture. Landscape gardening
63	蚕糸業	Sericulture. Silk industry
64	畜産業. 獣医学	Animal husbandry. Veterinary medicine
65	林業. 狩猟	Forestry. Hunting and shooting
66	水産業	Fishing industry. Fisheries
67	商業	Commerce
68	運輸. 交通. 観光事業	Transportation services. Tourist industry
69	通信事業	Communication services
70	**芸術. 美術**	**The arts. Fine arts**
71	彫刻. オブジェ	Sculpture. Plastic arts. Objet
72	絵画. 書. 書道	Painting. Pictorial arts. Shodo. Calligraphy
73	版画. 印章. 篆刻. 印譜	Engraving. Seal engraving
74	写真. 印刷	Photography and photographs. Printing. Graphic arts
75	工芸	Industrial arts
76	音楽. 舞踊. バレエ	Music. Theatrical dancing. Ballet
77	演劇. 映画. 大衆芸能	Theater. Motion pictures. Public entertainments
78	**スポーツ. 体育**	**Sports and physical training**
79	**諸芸. 娯楽**	**Accomplishments and amusements**
80	**言語**	**Language**
81	日本語	Japanese
82	中国語. その他の東洋の諸言語	Chinese. Other Oriental languages
83	英語	English
84	ドイツ語. その他のゲルマン諸語	Germen. Other Germanic languages
85	フランス語. プロバンス語	French. Provençal
86	スペイン語. ポルトガル語	Spanish. Portuguese
87	イタリア語. その他のロマンス諸語	Italian. Other Romanic languages
88	ロシア語. その他のスラブ諸語	Russian. Other Slavic languages
89	その他の諸言語	Other languages
90	**文学**	**Literature**
91	日本文学	Japanese literature
92	中国文学. その他の東洋文学	Chinese literature. Other Oriental literatures
93	英米文学	English and American literature
94	ドイツ文学. その他のゲルマン文学	German literature. Other Germanic Literatures
95	フランス文学. プロバンス文学	French literature. Provençal literature
96	スペイン文学. ポルトガル文学	Spanish literature. Portuguese literature
97	イタリア文学. その他のロマンス文学	Italian literature. Other Romanic literatures
98	ロシア・ソビエト文学. その他のスラブ文学	Russian literature. Other Slavic literatures
99	その他の諸言語文学	Literatures of other languages

日本十進分類法第3次区分表[芸術・美術](Nippon Decimal Classification : the third classification table [The arts, Fine arts])

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
700	**芸術. 美術**	**The arts. Fine arts**
701	芸術理論. 美学	Theory of arts. Aesthetics
702	芸術史. 美術史	History of arts
703	参考図書［レファレンスブック］	Reference books
704	論文集. 評論集. 講演集	Essays and lectures
705	逐次刊行物	Serial publications
706	団体	Organizations
707	研究法. 指導法. 芸術教育	Study and teaching. Art education
708	叢書. 全集. 選集	Collected works. Collections
709	芸術政策. 文化財	Art and state. Cultural assets
710	**彫刻**	**Sculpture. Plastic arts**
711	彫塑材料・技法	Materials and techniques
712	彫刻史. 各国の彫刻	History of sculpture
713	木彫	Wood carving
714	石彫	Stone carving
715	金属彫刻. 鋳造	Metal sculpture and casting
716		
717	粘土彫刻. 塑造	Ceramic sculpture
718	仏像	Buddhist image
719	**オブジェ**	**Objet**
720	**絵画**	**Painting. Pictorial arts**
721	日本画	Japanese painting
722	東洋画	Oriental painting
723	洋画	Western painting
724	絵画材料・技法	Materials and techniques
725	素描. 描画	Dessin. Drawing
726	漫画. 挿絵. 児童画	Caricatures. Illustration
727	グラフィックデザイン. 図案	Graphic designs
728	**書. 書道**	**Shodo. Calligraphy**
729		
730	**版画**	**Engraving**
731	政治	Materials and techniques
732	版画史. 各国の版画	History of engraving
733	木版画	Wood engraving
734	石版画［リトグラフ］	Lithography
735	銅版画. 鋼版画	Copperplate and steel engraving
736	リノリウム版画. ゴム版画	Soft-ground engraving
737	写真版画. 孔版画	Photo-engraving. Mimeograph
738		
739	**印章. 篆刻. 印譜**	**Seal engraving**
740	**写真**	**Photography and photographs**
741		
742	写真器械・材料	Camera and photographic materials
743	撮影技術	Photographing
744	現像. 印画	Developing and printing
745	複写技術	Photoduplication. Photocopying
746	特殊写真	Specific field of photography
747	写真の応用	Applications of photography
748	写真集	Collections of photographs
749	**印刷**	**Printing. Graphic arts**

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
750	**工芸**	**Industrial arts**
751	陶磁工芸	Ceramic arts
752	漆工芸	Lacquer ware
753	染織工芸	Textile arts
754	木竹工芸	Art wood work and bamboo-work
755	宝石・牙角・皮革工芸	Jewelry arts. Ivory and horn carving
756	金工芸	Art metalwork
757	デザイン. 装飾美術	Design. Decorative arts
758	美術家具	Artistic furniture
759	人形. 玩具	Dolls. Toys
760	**音楽**	**Music**
761	音楽の一般理論. 音楽学	Musicology
762	音楽史. 各国の音楽	History of music
763	楽器. 器楽	Musical instruments. Instrumental music
764	器楽合奏	Instrumental ensembles
765	宗教音楽. 聖楽	Religions music. Sacred music
766	劇音楽	Dramatic music
767	声楽	Vocal music
768	邦楽	Japanese music
769	**舞踊. バレエ**	**Theatrical dancing. Ballet**
770	**演劇**	**Theater**
771	劇場. 演出. 演技	Stage. Direction. Acting
772	演劇史. 各国の演劇	History of theater
773	能楽. 狂言	Noh play and Noh comedy
774	歌舞伎	Kabuki play
775	各種の演劇	Other theaters. Stage
776		
777	人形劇	Puppetry
778	**映画**	**Motion pictures**
779	**大衆演芸**	**Public entertainments**
780	**スポーツ. 体育**	**Sports and physical training**
781	体操. 遊戯	Gymnastics. Plays
782	陸上競技	Track and field athletics
783	球技	Ball games
784	冬季競技	Winter sports
785	水上競技	Aquatic sports
786	戸外レクリエーション	Outdoor recreations
787	釣魚. 遊猟	Angling and hunting sports
788	相撲. 拳闘. 競馬	Combat sports. Racing
789	武術	Military arts
790	**諸芸. 娯楽**	**Accomplishments and amusements**
791	茶道	Tea ceremony
792	香道	Burning incense
793	花道［華道］	Art of flower arrangement
794	ビリヤード	Billiards
795	囲碁	Game of go
796	将棋	Game of shogi
797	射倖ゲーム	Games of chance
798	その他の室内娯楽	Other indoor games
799	ダンス	Dancing

日本十進分類法第3次区分表[文学](Nippon Decimal Classification : the third classification table [Literature])

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
901	文学理論・作法	Theory and techniques
902	文学史. 文学思想史	History and criticism
903	参考図書［レファレンスブック］	Reference books
904	論文集. 評論集. 講演集	Essays and lectures
905	逐次刊行物	Serial publications
906	団体	Organizations
907	研究法. 指導法. 文学教育	Study and teaching
908	叢書. 全集. 選集	Series. Collections
909	児童文学研究	Study of juvenile literature
910	**日本文学**	**Japanese literature**
911	詩歌	Poetry
912	戯曲	Drama
913	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
914	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
915	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
916	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
917	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
918	作品集	Collections
919	漢詩文. 日本漢文学	Chinese poetry and prose
920	**中国文学**	**Chinese literature**
921	詩歌. 韻文. 詩文	Poetry
922	戯曲	Drama
923	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
924	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
925	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
926	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
927	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
928	作品集	Collections
929	**その他の東洋文学**	**Other Oriental literatures**
930		**English and American literature**
931	詩	Poetry
932	政治	Drama
933	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
934	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
935	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
936	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
937	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
938	作品集	Collections
[939]	アメリカ文学	American literature
940	**ドイツ文学**	**German literature**
941	詩	Poetry
942	戯曲	Drama
943	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
944	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
945	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
946	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
947	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
948	作品集	Collections
949	**その他のゲルマン文学**	**Other Germanic Literatures**

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
951	詩	Poetry
952	戯曲	Drama
953	小説物語	Fiction. Romance. Novel
954	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
955	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
956	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
957	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
958	作品集	Collections
959	**プロバンス文学**	**Provençal literature**
960	**スペイン文学**	**Spanish literature**
961	詩	Poetry
962	戯曲	Drama
963	小説物語	Fiction. Romance. Novel
964	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
965	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
966	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
967	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
968	作品集	Collections
969	**ポルトガル文学**	**Portuguese literature**
970	**イタリア文学**	**Italian literature**
971	詩	Poetry
972	戯曲	Drama
973	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
974	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
975	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
976	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
977	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
978	作品集	Collections
979	**その他のロマンス文学**	**Other Romanic literatures**
980	**ロシア・ソビエト文学**	**Russian literature**
981	詩	Poetry
982	戯曲	Drama
983	小説. 物語	Fiction. Romance. Novel
984	評論. エッセイ. 随筆	Essays. Prose
985	日記. 書簡. 紀行	Diaries. Letters. Travels
986	記録. 手記. ルポルタージュ	Reportage
987	箴言. アフォリズム. 寸言	Aphorism
988	作品集	Collections
989	**その他のスラブ文学**	**Other Slavic literatures**
990	**その他の諸言語文学**	**Literatures of other languages**
991	ギリシア文学	Greek literature
992	ラテン文学	Latin literature
993	その他のヨーロッパ文学	Other European literatures
994	アフリカ文学	African literatures
995	アメリカ諸言語の文学	Literatures of American native languages
996		
997	オーストラリア諸言語の文学	Literatures of Australian native languages
998		
999	国際語［人工語］による文学	Literatures of universal languages

対象地域(Geographic Coverage)

【国内(Japan)】

	Code descriptive term (en)	用語（日本語）
1	Japan	日本
1.1	hokkaido	北海道
1.2	tohoku	東北地方
1.2.1	aomori	青森県
1.2.2	iwate	岩手県
1.2.3	miyagi	宮城県
1.2.4	akita	秋田県
1.2.5	yamagata	山形県
1.2.6	fukushima	福島県
1.3	kanto	関東地方
1.3.1	ibaraki	茨城県
1.3.2	tochigi	栃木県
1.3.3	gunma	群馬県
1.3.4	saitama	埼玉県
1.3.5	chiba	千葉県
1.3.6	tokyo	東京都
1.3.7	kanagawa	神奈川県
1.4	hokuriku	北陸地方
1.4.1	niigata	新潟県
1.4.2	toyama	富山県
1.4.3	ishikawa	石川県
1.4.4	fukui	福井県
1.5	chubu	中部地方
1.5.1	yamanashi	山梨県
1.5.2	nagano	長野県
1.5.3	gifu	岐阜県
1.5.4	shizuoka	静岡県
1.5.5	aichi	愛知県
1.5.6	mie	三重県
1.6	kinki	近畿地方
1.6.1	shiga	滋賀県
1.6.2	kyoto	京都府
1.6.3	osaka	大阪府
1.6.4	hyogo	兵庫県
1.6.5	nara	奈良県
1.6.6	wakayama	和歌山県
1.7	chugoku	中国地方
1.7.1	tottori	鳥取県
1.7.2	shimane	島根県
1.7.3	okayama	岡山県
1.7.4	hiroshima	広島県
1.7.5	yamaguchi	山口県
1.8	shikoku	四国地方
1.8.1	tokushima	徳島県
1.8.2	kagawa	香川県
1.8.3	ehime	愛媛県
1.8.4	kochi	高知県
1.9	kyusyu	九州地方
1.9.1	fukuoka	福岡県
1.9.2	saga	佐賀県
1.9.3	nagasaki	長崎県
1.9.4	kumamoto	熊本県
1.9.5	oita	大分県
1.9.6	miyazaki	宮崎県
1.9.7	kagoshima	鹿児島県
1.10	okinawa	沖縄県

【国外(Foreign Countries)】

	Code descriptive term (en)	用語（日本語）
2	Asia	アジア
2.1	Azerbaijan	アゼルバイジャン
2.2	Afghanistan	アフガニスタン
2.3	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦
2.4	Armenia	アルメニア
2.5	Yemen	イエメン
2.6	British Indian Ocean Territory	イギリス領インド洋地域
2.7	Israel	イスラエル
2.8	Iraq	イラク
2.9	Iran, Islamic Republic of	イラン・イスラム共和国
2.10	India	インド
2.11	Indonesia	インドネシア
2.12	Uzbekistan	ウズベキスタン
2.13	Oman	オマーン
2.14	Kazakhstan	カザフスタン
2.15	Qatar	カタール
2.16	Cambodia	カンボジア
2.17	Cyprus	キプロス
2.18	Kyrgyzstan	キルギス
2.19	Kuwait	クウェート
2.20	Christmas Island	クリスマス島
2.21	Georgia	グルジア
2.22	Cocos (Keeling) Islands	ココス諸島
2.23	Saudi Arabia	サウジアラビア
2.24	Syrian Arab Republic	シリア
2.25	Singapore	シンガポール
2.26	Sri Lanka	スリランカ
2.27	Thailand	タイ
2.28	Tajikistan	タジキスタン
2.29	Turkmenistan	トルクメニスタン
2.30	Turkey	トルコ
2.31	Nepal	ネパール
2.32	Bahrain	バーレーン
2.33	Pakistan	パキスタン
2.34	Palestine, State of	パレスチナ自治区
2.35	Bangladesh	バングラデシュ
2.36	Philippines	フィリピン
2.37	Bhutan	ブータン
2.38	Brunei Darussalam	ブルネイ
2.39	Viet Nam	ベトナム
2.40	Macao	マカオ
2.41	Malaysia	マレーシア
2.42	Myanmar	ミャンマー
2.43	Maldives	モルディブ
2.44	Mongolia	モンゴル
2.45	Jordan	ヨルダン
2.46	Lao People's Democratic Republic	ラオス
2.47	Lebanon	レバノン
2.48	Korea, Republic of	韓国
2.49	Hong Kong	香港
2.50	Taiwan, Province of China	台湾
2.51	China	中国
2.52	Timor-Leste	東ティモール
2.53	Korea, Democratic People's Republic of	北朝鮮
3	North America	北アメリカ
3.1	United States of America	アメリカ合衆国
3.2	Virgin Islands, U.S.	アメリカ領バージン諸島
3.3	Aruba	アルバ
3.4	Anguilla	アンギラ
3.5	Antigua and Barbuda	アンティグア・バーブーダ
3.6	Virgin Islands, British	イギリス領バージン諸島
3.7	El Salvador	エルサルバドル
3.8	Canada	カナダ
3.9	Cuba	キューバ
3.10	Curaçao	キュラソー島

3.11	Guatemala	グアテマラ
3.12	Guadeloupe	グアドループ島
3.13	Greenland	グリーンランド
3.14	Grenada	グレナダ
3.15	Cayman Islands	ケイマン諸島
3.16	Costa Rica	コスタリカ
3.17	Saint Barthélemy	サンバルテルミー
3.18	Saint Martin (French part)	サンマルタン（フランス領）
3.19	Saint Pierre and Miquelon	サンピエール島・ミクロン島
3.20	Jamaica	ジャマイカ
3.21	Sint Maarten (Dutch part)	シントマールテン島（オランダ領）
3.22	Saint Kitts and Nevis	セントクリストファー・ネーヴィス
3.23	Saint Vincent and the Grenadines	セントビンセント・グレナディーン
3.24	Saint Lucia	セントルシア
3.25	Turks and Caicos Islands	タークス・カイコス諸島
3.26	Dominican Republic	ドミニカ共和国
3.27	Dominica	ドミニカ国
3.28	Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ
3.29	Nicaragua	ニカラグア
3.30	Haiti	ハイチ
3.31	Panama	パナマ
3.32	Bahamas	バハマ
3.33	Bermuda	バミューダ諸島
3.34	Barbados	バルバドス
3.35	Puerto Rico	プエルトリコ
3.36	Belize	ベリーズ
3.37	Bonaire, Sint Eustatius and Saba	ボネール島・シントユースタティウス島・サバ島
3.38	Honduras	ホンジュラス
3.39	Martinique	マルチニーク島
3.40	Mexico	メキシコ
3.41	Montserrat	モントセラト
3.42	United States Minor Outlying Islands	アメリカ領小離島
4	South America	南アメリカ
4.1	Argentina	アルゼンチン
4.2	Uruguay	ウルグアイ
4.3	Ecuador	エクアドル
4.4	Guyana	ガイアナ
4.5	Colombia	コロンビア
4.6	Suriname	スリナム
4.7	Chile	チリ
4.8	Paraguay	パラグアイ
4.9	Falkland Islands (Malvinas)	フォークランド（マルビナス）諸島
4.10	Brazil	ブラジル
4.11	French Guiana	フランス領ギアナ
4.12	Venezuela, Bolivarian Republic of	ベネズエラ
4.13	Peru	ペルー
4.14	Bolivia, Plurinational State of	ボリビア
4.15	South Georgia and the South Sandwich Is	南ジョージア・南サンドウィッチ諸島
5	Europe	ヨーロッパ
5.1	Iceland	アイスランド
5.2	Ireland	アイルランド
5.3	Albania	アルバニア
5.4	Andorra	アンドラ
5.5	United Kingdom of Great Britain and Nort	イギリス
5.6	Italy	イタリア
5.7	Ukraine	ウクライナ
5.8	Estonia	エストニア
5.9	Austria	オーストリア
5.10	Åland Islands	オーランド諸島
5.11	Netherlands	オランダ
5.12	Guernsey	ガーンジー島
5.13	Greece	ギリシャ
5.14	Croatia	クロアチア
5.15	San Marino	サンマリノ
5.16	Gibraltar	ジブラルタル
5.17	Jersey	ジャージー島
5.18	Switzerland	スイス
5.19	Svalbard and Jan Mayen	スバールバル諸島・ヤンマイエン島
5.20	Sweden	スウェーデン

5.21	Spain	スペイン
5.22	Slovakia	スロバキア
5.23	Slovenia	スロベニア
5.24	Serbia	セルビア
5.25	Czechia	チェコ
5.26	Denmark	デンマーク
5.27	Germany	ドイツ
5.28	Norway	ノルウェー
5.29	Holy See (Vatican City State)	バチカン
5.30	Hungary	ハンガリー
5.31	Finland	フィンランド
5.32	Faroe Islands	フェロー諸島
5.33	France	フランス
5.34	Bulgaria	ブルガリア
5.35	Belarus	ベラルーシ
5.36	Belgium	ベルギー
5.37	Poland	ポーランド
5.38	Bosnia and Herzegovina	ボスニア・ヘルツェゴビナ
5.39	Portugal	ポルトガル
5.40	Malta	マルタ
5.41	Isle of Man	マン島
5.42	Monaco	モナコ
5.43	Moldova, the Republic of	モルドバ
5.44	Montenegro	モンテネグロ
5.45	Latvia	ラトビア
5.46	Lithuania	リトアニア
5.47	Liechtenstein	リヒテンシュタイン
5.48	Romania	ルーマニア
5.49	Luxembourg	ルクセンブルク
5.50	Russian Federation	ロシア
5.51	North Macedonia	北マケドニア
6	Africa	アフリカ
6.1	Algeria	アルジェリア
6.2	Angola	アンゴラ
6.3	Uganda	ウガンダ
6.4	Egypt	エジプト
6.5	Eswatini	エスワティニ
6.6	Ethiopia	エチオピア
6.7	Eritrea	エリトリア
6.8	Ghana	ガーナ
6.9	Cabo Verde	カーボベルデ
6.10	Gabon	ガボン
6.11	Cameroon	カメルーン
6.12	Gambia	ガンビア
6.13	Guinea	ギニア
6.14	Guinea-Bissau	ギニアビサウ
6.15	Kenya	ケニア
6.16	Côte d'Ivoire	コートジボワール
6.17	Comoros	コモロ
6.18	Congo	コンゴ共和国
6.19	Congo, the Democratic Republic of the	コンゴ民主共和国
6.20	Sao Tome and Principe	サントメ・プリンシペ
6.21	Zambia	ザンビア
6.22	Sierra Leone	シエラレオネ
6.23	Djibouti	ジブチ
6.24	Zimbabwe	ジンバブエ
6.25	Sudan	スーダン
6.26	Seychelles	セーシェル
6.27	Senegal	セネガル
6.28	Saint Helena, Ascension and Tristan da C	セントヘレナ・アセンション・トリスタンダクーニャ
6.29	Somalia	ソマリア
6.30	Tanzania, United Republic of	タンザニア
6.31	Chad	チャド
6.32	Tunisia	チュニジア
6.33	Togo	トーゴ
6.34	Nigeria	ナイジェリア
6.35	Namibia	ナミビア
6.36	Niger	ニジェール
6.37	Burkina Faso	ブルキナファソ

6.38	Burundi	ブルンジ
6.39	Benin	ベナン
6.40	Botswana	ボツワナ
6.41	Madagascar	マダガスカル
6.42	Mayotte	マヨット
6.43	Malawi	マラウイ
6.44	Mali	マリ
6.45	Mauritius	モーリシャス
6.46	Mauritania	モーリタニア
6.47	Mozambique	モザンビーク
6.48	Morocco	モロッコ
6.49	Libya	リビア
6.50	Liberia	リベリア
6.51	Rwanda	ルワンダ
6.52	Lesotho	レソト
6.53	Réunion	レユニオン
6.54	Western Sahara	西サハラ
6.55	Equatorial Guinea	赤道ギニア
6.56	Central African Republic	中央アフリカ
6.57	South Africa	南アフリカ
6.58	South Sudan	南スーダン
7	Oceania	オセアニア
7.1	American Samoa	アメリカ領サモア
7.3	Australia	オーストラリア
7.4	Kiribati	キリバス
7.5	Guam	グアム
7.6	Cook Islands	クック諸島
7.7	Samoa	サモア
7.8	Solomon Islands	ソロモン
7.9	Tuvalu	ツバル
7.10	Tokelau	トケラウ諸島
7.11	Tonga	トンガ
7.12	Nauru	ナウル
7.13	Niue	ニウエ
7.14	New Caledonia	ニューカレドニア
7.15	New Zealand	ニュージーランド
7.16	Norfolk Island	ノーフォーク島
7.17	Vanuatu	バヌアツ
7.18	Papua New Guinea	パプアニューギニア
7.19	Palau	パラオ
7.20	Pitcairn	ピトケアン諸島
7.21	Fiji	フィジー
7.22	French Polynesia	フランス領ポリネシア
7.23	Marshall Islands	マーシャル
7.24	Micronesia, Federated States of	ミクロネシア
7.2	Wallis and Futuna	ワリス・フテュナ諸島
7.25	Northern Mariana Islands	北マリアナ諸島
8	Antarctica	南極
8.1	Heard Island and McDonald Islands	ハード島・マクドナルド諸島
8.2	Bouvet Island	ブーベ島
8.3	French Southern Territories	フランス領極南諸島

日本統計年鑑外地（旧地名）（Japan Statistical Yearbook Old Geographic Coverage）

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
1	朝鮮	Korea
2	南樺太	South Sakhalin
3	関東州	Kwantung Province
4	南洋群島	South Pacific Mandate

データタイプ（Data Type）

	Code descriptive term (en)	用語（日本語）
1	quantitative research	量的調査
1.1	quantitative research: micro data	量的調査: ミクロデータ
1.2	quantitative research: aggregate data	量的調査: 集計データ、統計表
1.3	quantitative research: other	量的調査: その他
2	official statistics	公的統計
2.1	official statistics: micro data	公的統計: ミクロデータ
2.2	official statistics: aggregate data	公的統計: 集計データ、統計表
2.3	official statistics: other	公的統計: その他
3	qualitative research	質的調査
3.1	qualitative research: digital audio data	質的調査: 音声データ
3.2	qualitative research: digital video data	質的調査: 映像データ
3.3	qualitative research: text data	質的調査: 文書データ
4	materials	史資料
4.1	materials: text	史資料: テキスト
4.2	materials: image	史資料: 画像
4.3	materials: audio	史資料: 音声
4.4	materials: video	史資料: 映像
4.5	materials: other	史資料: その他
5	publication	出版物
5.1	publication: text	出版物: テキスト
5.2	publication: image	出版物: 画像
5.3	publication: audio	出版物: 音声
5.4	publication: video	出版物: 映像
5.5	publication: other	出版物: その他
6	fact	事項
7	database	データベース
8	other	その他

※1 「4. 史資料」「5. 出版物」は、出版プロセスを通じた複製物の存在の有無によって分類される。

*1 "4. materials" and "5. publication" are classified according to the existence or absence of reproductions throughout the publishing process.

※2 「6. 事項」は、史資料や出版物の一部を切り出し再構成したもの、あるいは辞書やリストなど個別の史資料・出版物によらない情報を示す。

*2 “6. fact” refers to information that is not dependent on individual historical materials or publications, such dictionaries and lists or reconstructed cutouts of historical materials or publications.

アクセス権（Access）

	Code descriptive term (en)	用語（日本語）	JPCOARの定義	JPCOAR Description	補足（JSPS）	Supplement (JSPS)
1	open access	オープンアクセス	経済的、技術的な障壁なく直ちにかつ永続的にオンラインで無料で利用できるリソースのこと。リポジトリに蓄積されるリソースおよび外部の電子ジャーナルや信頼性の高いアーカイブを参照するリソースの両方が含まれる。	Open access refers to a resource that is immediately and permanently online, and free for all on the Web, without financial and technical barriers.The resource is either stored in the repository or referenced to an external journal or trustworthy archive.	利用規約への同意やライセンスの遵守を求める場合を含む。	This includes cases where you are required to agree to terms of use or to comply with licenses.
2	restricted access	制約付きアクセス	システム的には利用可能なものの、完全なオープンアクセスにはいくつかのタイプの制限がかけられているリソース。このアクセスのタイプには、例えば次のような様々な種類がある： ・リソースへのアクセスにログインが求められる。 ・リソースにアクセスするために、ユーザーは著者やシステム管理者にメールを送信する必要がある。 ・リソースへのアクセスが、ある大学コミュニティのみなど特定のコミュニティに限定される。	Restricted access refers to a resource that is available in a system but with some type of restriction for full open access. This type of access can occur in a number of different situations. Some examples are described below: The user must log-in to the system in order to access the resource The user must send an email to the author or system administrator to access the resource Access to the resource is restricted to a specific community (e.g. limited to a university community)	ユーザ登録や利用申請と承認が必要な場合、特定の利用者のみが利用可能な場合、利用目的や利用の仕方を制限する場合を含む。	This includes cases where user registration, usage application and/or approval are required, cases where only specific users are allowed to use the service, and cases where the purpose of use and/or method are restricted.
3	metadata only access	メタデータのみ	メタデータのみにアクセスが制限されているリソース。リソース自体はメタデータにより記述されているが、システムやプラットフォームを通して直接利用できないリソースや、外部の電子ジャーナルまたは信頼性の高いアーカイブに保存されたオープンアクセスのコピーへの参照がなされないリソース。	Metadata only access refers to a resource in which access is limited to metadata only. The resource itself is described by the metadata, but neither is directly available through the system or platform nor can be referenced to an open access copy in an external journal or trustworthy archive.	特定の場所（セキュアなオンサイト施設など）でのみ利用可能な場合。	Only available in certain locations (such as secure onsite facilities).
4	embargoed access	エンバーゴ期間中	特定の日にオープンアクセスとして公開されるまでの間、メタデータのみアクセスできるリソース。エンバーゴは出版社や研究助成機関のポリシーによって要求されたり、学位論文等の場合は著者によって設定されたりする。	Embargoed access refers to a resource that is metadata only access until released for open access on a certain date. Embargoes can be required by publishers and funders policies, or set by the author (e.g such as in the case of theses and dissertations).		

※JPCOARスキーマに準拠する。

* Complies with the JPCOAR schema.

https://schema.irdb.nii.ac.jp/ja/access_rights_vocabulary

データの言語（Data Language）

	Code descriptive term (en)/用語（日本語）	Language Name(s)	言語名
1	cmn	Mandarin Chinese	北京語
2	yue	Yue Chinese	広東語
3	eng	English	英語
4	fra	French	フランス語
5	deu	German	ドイツ語
6	jpn	Japanese	日本語
7	kor	Korean	韓国語
8	rus	Russian	ロシア語

※1 JPCOARスキーマ（dc:language）に準拠し、ISO 639-3を使用する。

* 1 Complies with the JPCOAR schema (dc: language) and uses ISO 639-3.

※2 上記に記載のない言語については、下記URLを参照のこと。

* 2 For languages not listed above, refer to the URL below.

URL https://iso639-3.sil.org/

※3 数値のみのデータの場合は英語とする。

* 3 English is used for numerical data.

※4 データの文字を合わせて記述したい場合は、データの言語の統制語彙の後ろに「-（半角ハイフン）」でつなげて、ISO15924を用いて入力すること。

例：

平仮名で書かれた日本語→ jpn-Hira

片仮名で書かれた日本語→ jpn-Kana

* 4 If you want to describe the language and characters of the data together, connect themcharacters of data with "-(half-width hyphen)" after the data language's controlled vocabulary. Enter characters of data using ISO15924.

e.g.

Japanese written in Hiragana -> jpn-Hira

Japanese written in Katakana -> jpn-Kana

URL https://www.unicode.org/iso15924/iso15924-codes.html

観察単位（Unit of Analysis）

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Individual	Individual	Any individual person, irrespective of demographic characteristics, professional, social or legal status, or affiliation.	個人	あらゆる個人。人口学的特性、職業的、社会的あるいは法的地位は問わない。また、所属とも無関係である。
Organization	Organization	Any kind of formal administrative and functional structure - includes associations, institutions, agencies, businesses, political parties, schools, etc.	組織	あらゆる種類の制度化された行政的／経営的そして機能的な機構。例えば、結社、団体、機関、企業、政党、学校等を含む。
Family	Family	Two or more people related by blood, marriage (including step-relations), adoption or fostering and who may or may not live together (National Community Services Data Dictionary, Vers 3, AIHW, 2004). For example, used when researching the extent to which people provide support and assistance for their relatives.	家族	２人以上の人が、血縁、婚姻（再婚による関係を含む）、養子縁組や里親制度により関係している場合を指す。共同生活を営んでいるか否かは問わない（National Community Services Data Dictionary, Vers 3, AIHW, 2004）。例えば、人々がどの程度親族に対して援助や支援を提供しているかを調査する場合に用いられる。
Family.HouseholdFamily	Family: Household family	A more specific term, refers only to related people who live in the same household at a point in time. If not known whether the analysis unit is "Family" or "Household family", use "Family".	家族: 世帯家族	より具体的な用語であり、ある時点で同じ世帯として生活している人々だけを指す。分析単位が「家族」か「世帯家族」か不明な場合は「家族」を使用する。
Household	Household	A person or a group of persons who share the same dwelling unit and common living arrangements. These common living arrangements may include pooling some, or all, of their income and wealth, and consuming certain types of goods and services collectively, mainly housing and food (Eurostat).	世帯	個人、あるいは同じ住戸に住み共同生活のための取り決めを結んでいる人々。共同生活のための取り決めとは、例えば、各々の収入と財産の一部あるいは全部を共同で管理し、特定の種類の財とサービス、主に住戸と食料を、一緒に消費すること等を含む （Eurostat）。
HousingUnit	Housing Unit	U.S. Census: A housing unit is a house, an apartment, a mobile home, a group of rooms, or a single room that is occupied (or if vacant, is intended for occupancy) as separate living quarters. Separate living quarters are those in which the occupants live and eat separately from any other persons in the building and which have direct access from the outside of the building or through a common hall.	住戸	アメリカ合衆国センサス: 住戸とは、独立した居住区として占有されている（空室の場合は占有を目的とする）住宅、アパート、トレーラーハウス、複数の部屋、あるいは単独の部屋のことである。独立した居住区とは、その居住者が建物内の他の人々とは別に生活と食事をし、建物の外から、あるいは共用の廊下を通って、直接出入りできる空間である。
EventOrProcess	Event/Process	Any type of incident, occurrence, or activity. Events are usually one-time, individual occurrences, with a limited, or short duration. Examples: criminal offenses, riots, meetings, elections, sports competitions, terrorist attacks, natural disasters like floods, etc. Processes typically take place over time, and may include multiple "events" or gradual changes that ultimately lead, or are projected to lead, to a particular result. Examples: court trials, criminal investigations, political campaigns, medical treatments, education, athletes' training, etc.	イベント/ プロセス	あらゆる種類の事件、出来事、活動。イベントは通常、ごく限られた時期、あるいは短い期間に一回だけ生起するものである。例えば、犯罪行為、暴動、会合、選挙、スポーツの競技会、テロ攻撃、洪水等の自然災害があげられる。プロセスは一般的に時間経過の中で起こり、複数の「イベント」あるいは漸進的な変化を経て最終的に特定の結果へと到達する、あるいは到達すると予想されるものを含む。例えば、裁判、犯罪捜査、政治的キャンペーン、医療行為、教育、スポーツ選手のトレーニング等があげられる。
GeographicUnit	Geographic Unit	Any entity that can be spatially defined as a geographic area, with either natural (physical) or administrative boundaries.	地理的単位	自然界（物理的）あるいは行政上区分された地域として空間的に定義可能な存在。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
TimeUnit	Time Unit	Any period of time: year, week, month, day, or bimonthly or quarterly periods, etc.	時間単位	あらゆる時間区分。年、週、月、日、隔月、四半期等。
TextUnit	Text Unit	Books, articles, any written piece/entity.	テキスト単位	書籍、記事、その他文字が記載された紙片／もの。
Group	Group	Two or more individuals assembled together or having some unifying relationship.	グループ	２人あるいはそれ以上の人が集まっている、あるいは、一体的な関係を築いている状態。
Object	Object	Anything material, but inanimate, that has an independent existence and may be perceived by the senses. Examples: objects of art (paintings, sculptures, etc.) or weapons, or vehicles, etc.	対象	独立して存在し、五感で認知しうる、生命を持たないあらゆるもの。例えば、芸術作品（絵画、彫刻等）、兵器、車両等があげられる。
Other	Other	Use if the unit of analysis is known, but not found in the list.	その他	分析単位は既知であるが、このリストに載っていない場合に用いる。

サンプリング方法（Sampling Procedure）

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
TotalUniverseCompleteEnumeration	Total universe/Complete enumeration	All units (individuals, households, organizations, etc.) of a target population are included in the data collection. For example, if the target population is defined as the members of a trade union, all union members are invited to participate in the study. Also called "census" if the entire population of a regional unit (e.g. a country) is selected.	母集団/ 全数調査	対象となる母集団に属するすべての要素（個人、世帯、組織等）が含まれる調査のこと。例えば、労働組合の組合員が対象として定義される場合、すべての労働組合員が研究への参加を依頼される。地理的な単位（国等）の全要素が対象とされる場合は、"センサス（全数調査）"ともいう。
Probability	Probability	All units (individuals, households, organizations, etc.) of a target population have a non-zero probability of being included in the sample and this probability can be accurately determined. Use this broader term if a more specific type of probability sampling is not known or is difficult to identify.	確率	対象となる母集団に属するすべての要素（個人、世帯、組織等）が標本に含まれるゼロではない確率を有し、またその確率が正確に求められる場合。特定の確率標本抽出の方法がわからない場合、あるいは特定するのが難しい場合に、この広義の用語を用いる。
Probability.SimpleRandom	Probability: Simple random	All units of a target population have an equal probability of being included in the sample. Typically, the entire population is listed in a "sample frame", and units are then chosen from this frame using a random selection method.	確率: 単純無作為抽出	対象となる母集団のすべての要素について、標本に含められる確率が等しくなる抽出方法。一般には、母集団に属する全要素を"抽出枠（サンプルフレーム）"として列挙し、そこからランダムな（無作為の）方法で要素を選択する。
Probability.SystematicRandom	Probability: Systematic random	A fixed selection interval is determined by dividing the population size by the desired sample size. A starting point is then randomly drawn from the sample frame, which normally covers the entire target population. From this starting point, units for the sample are chosen based on the selection interval. Also known as interval sampling. For example, a company survey seeks a sample of 1,000 employees out of 10,000 total. Beginning with a random starting number, every 10th name from the employee list of the company will be invited to participate in the study.	確率: 系統抽出	まず、母集団に含まれる要素の数を求めたい標本規模で除して、一定の抽出間隔を設定する。次に、母集団全体を対象とする抽出枠から「開始点」を無作為に選ぶ。この開始点から、設定された抽出間隔に基づいて、標本の要素を抽出する。この方法はインターバルサンプリングともよばれる。例えば、社内調査で全従業員10,000人の中から1,000人の標本を抽出する場合、従業員リストから開始点を無作為に選び、その後はそこから10番目ごとの社員に調査への参加を依頼する。
Probability.Stratified	Probability: Stratified	The target population is subdivided into separate and mutually exclusive segments (strata) that cover the entire population. Independent random samples are then drawn from each segment. For example, in a national public opinion survey the entire population is divided into two regional strata: East and West. After this, sampling units are drawn from within each region using simple or systematic random sampling. Use this broader term if the specific type of stratified sampling is not known or difficult to identify.	確率: 層別抽出	まず、対象となる母集団を互いに重複しない複数のセグメント（層）に分割したうえで、各セグメント（層）からそれぞれ無作為に標本を抽出する方法。例えば、全国的な世論調査で母集団を2つの地域層（西と東）に分けたのち、それぞれの層から単純無作為/ 系統抽出法により、要素を選び出す。層別抽出法の具体的な種類を特定できない場合に、この広義の用語を用いる。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Probability.Stratified.Proportional	Probability: Stratified: Proportional	The target population is subdivided into separate and mutually exclusive segments (strata) that cover the entire population. In proportional stratified sampling the number of elements chosen from each stratum is proportional to the population size of the stratum when viewed against the entire population. For example, a country is divided into two regional strata that comprise 80 percent (West) and 20 percent (East) of the total population. For a sample of 1,000 people, 800 (i.e., 80 percent) would be drawn from the West and 200 (i.e., 20 percent) from the East to accurately represent their proportion in the total population.	確率: 層別抽出: 比例割当法	まず、対象となる母集団を互いに重複しない複数のセグメント（層）に分割する。そのうえで、各層から抽出される要素の数を、それぞれの層の大きさに比例するよう決定する。例えば、ある国を80%（西）と20%（東）の2つの地域層に分割するとする。そこから1,000人の標本を抽出する場合には、西から800人（80%）、東から200人（20%）抽出することで、各層が全体に占める比率に正確に対応させる。
Probability.Stratified.Disproportional	Probability: Stratified: Disproportional	The target population is subdivided into separate and mutually exclusive segments (strata) that cover the entire population. In disproportional sampling the number of units chosen from each stratum is not proportional to the population size of the stratum when viewed against the entire population. The number of sampled units from each stratum can be equal, optimal, or can reflect the purpose of the study, like oversampling of different subgroups of the population. For example, a country is divided into two regional strata that comprise 80 percent (West) and 20 precent (East) of the country's population. If equal representation of the two regions is needed in a study, half the sample may be drawn from the West and half from the East, so that each region is represented by 50 percent of the sample. If a more detailed analysis of the population from the East is needed, 40 percent of the units may be drawn from the West and 60 percent from the East, so that the East is over-represented.	確率: 層別抽出: 非比例割当法	まず、対象となる母集団を互いに重複しない複数のセグメント（層）に分割する。非比例割当法では、各層から抽出される要素の数は母集団における各層の大きさに比例しない。各層から抽出される要素の数は、各層で均等にすることも、最適化することも、研究の目的に応じて特定の層だけ手厚く抽出することもできる。例えば、ある国を80%（西）と20%（東）の2つの地域層に分割するとする。もし研究の目的から、2つの地域層で等しい数の要素を抽出する必要があれば、標本の半数は西から抽出し残りは東から抽出すればよい。もし東についてより詳しく分析する必要があれば、標本の40%を西から、60%を東から抽出する等して、東の割合を多くすることもできる。
Probability.Cluster	Probability: Cluster	The target population is divided into naturally occurring segments (clusters) and a probability sample of the clusters is selected. Data are then collected from all units within each selected cluster. Sampling is often clustered by geography, or time period. Use this broader term if a more specific type of cluster sampling is not known or is difficult to identify.	確率: 集落抽出	まず、対象となる母集団を自然に生じているセグメント（集落/クラスター）に分割し、その中から標本とするクラスターを確率的に選択する。その後、選ばれた集落（クラスター）に属するすべての要素について、データを収集する。多くの場合、集落（クラスター）は地理的な区切りや、時間的な区切りにしたがって定義される。集落抽出のより具体的な種類がわからない、あるいは特定するのが難しい場合に、この広義の用語を用いる。
Probability.Cluster.SimpleRandom	Probability: Cluster: Simple random	The target population is divided into naturally occurring segments (clusters) and a simple random sample of the clusters is selected. Data are then collected from all units within each selected cluster. For example, for a sample of students in a city, a number of schools would be chosen using the random selection method, and then all of the students from every sampled school would be included.	確率: 集落抽出: 単純無作為	まず、対象となる母集団を自然に生じているセグメント（集落/クラスター）に分割したうえで、単純無作為抽出で集落（クラスター）を選ぶ。その後、選ばれた集落（クラスター）に属するすべての要素について、データを収集する。例えば、ある都市の生徒を対象とする場合、無作為抽出によりいくつかの学校を抽出したうえで、選ばれた学校に所属するすべての生徒が調査の対象に含まれる。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Probability.Cluster.StratifiedRandom	Probability: Cluster: Stratified random	The target population is divided into naturally occurring segments (clusters); next, these are divided into mutually exclusive strata and a random sample of clusters is selected from each stratum. Data are then collected from all units within each selected cluster. For example, for a sample of students in a city, schools would be divided into two strata by school type (private vs. public); schools would be then randomly selected from each stratum, and all of the students from every sampled school would be included.	確率: 集落抽出: 層別無作為	まず、対象となる母集団を自然に生じているセグメント（集落/クラスター）に分割する。次に、それらの集落（クラスター）を相互排他的な層に分割したうえで、そこから無作為に集落（クラスター）を抽出する。その後、選ばれた集落（クラスター）に属するすべての要素について、データを収集する。例えば、ある都市の生徒を対象とする場合、学校を２つの層（私立/ 公立）に分割したうえで、各層から学校を無作為に抽出し、選ばれた学校に所属するすべての生徒を調査の対象に含める。
Probability.Multistage	Probability: Multistage	Sampling is carried out in stages using smaller and smaller units at each stage, and all stages involve a probability selection. The type of probability sampling procedure may be different at each stage. For example, for a sample of students in a city, schools are randomly selected in the first stage. A random sample of classes within each selected school is drawn in the second stage. Students are then randomly selected from each of these classes in the third stage.	確率: 多段抽出	複数の段階に分けて確率的抽出を行い、段階を経る度に抽出単位を小さくしていく方法。各段階で用いる確率的抽出法は、異なるものを採用してもよい。例えば、ある都市の生徒を対象とする場合、第1段階で無作為に学校を抽出し、第2段階では選ばれた学校の中から無作為にクラスが抽出され、さらに第3段階で選ばれたクラスの中から無作為に生徒が抽出される。
Nonprobability	Non-probability	The selection of units (individuals, households, organizations, etc.) from the target population is not based on random selection. It is not possible to determine the probability of each element to be sampled. Use this broader term if the specific type of non-probability is not known, difficult to identify, or if multiple non-probability methods are being employed.	非確率	対象となる母集団からの要素（個人、世帯、組織等）の選択が無作為抽出によらない方法。各要素が標本に抽出される確率は不明である。非確率抽出方法の具体的な種類がわからない場合、特定できない場合、あるいは複数の非確率手法が併用される場合に、この広義の用語を用いる。
Nonprobability.Availability	Non-probability: Availability	The sample selection is based on the units' accessibility/relative ease of access. They may be easy to approach, or may themselves choose to participate in the study (self-selection). Researchers may have particular target groups in mind but they do not control the sample selection mechanism. For example, students leaving a particular building on campus may be approached, or individuals may volunteer to participate in response to invitations that do not target them specifically, but a larger group to which they may belong. Also called "convenience" or "opportunity" sampling.	非確率: 利用可能性	各要素への相対的なアクセスしやすさに基づいて、標本を選択する方法。対象となる標本に接近しやすい場合もあるが、彼ら自身が調査への参加を選ぶ場合もある(自己選択)。研究者は特定のグループを念頭においているとしても、標本が選ばれるメカニズムをコントロールしていない。例えば、キャンパス内の特定の建物から出てくる学生に声をかける、あるいは対象を特定しない調査の呼びかけに対して自発的に協力する場合等がある。 "convenence（便宜的）"抽出や"opportunity（機会的）"抽出ともいう。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Nonprobability.Purposive	Non-probability: Purposive	Sample units are specifically identified, selected and contacted for the information they can provide on the researched topic. Selection is based on different characteristics of the independent and/or dependent variables under study, and relies on the researchers' judgement. The study authors, or persons authorized by them have control over the sample selection mechanism and the universe is defined in terms of the selection criteria. Also called "judgement" sampling. For example, a medical researcher may intentionally select individuals who are similar in most respects, except on the outcome of the research topic, which can be a specific disease. Some types of purposive sampling are typical/deviant case, homogeneous/maximum variation, expert, or critical case sampling.	非確率: 有意抽出	研究上必要な情報を取得できるかという観点に基づき、調査対象（標本に含まれる要素）を個別に特定し、選択し、そして接触する方法。選択においては研究における説明変数/ 被説明変数の特徴が基準として用いられ、研究者の判断に委ねられる。調査を行う研究者やその許可を受けた人が、標本が選ばれるメカニズムをコントロールする。この方法は、"judgement（有意）"抽出ともよばれる。例えば、医学の研究者が、多くの点で共通するが特定の疾病の有無等重要な点だけが異なる患者のグループを選択する場合等が当てはまる。具体的な種類として、典型/ 逸脱事例の選択、均一/ 最大偏差の選択、エキスパート（事情通・専門家）の選択、決定的事例選択等がある。
Nonprobability.Quota	Non-probability: Quota	The target population is subdivided into separate and mutually exclusive segments according to some predefined quotation criteria. The distribution of the quotation criteria (gender/age/ethnicity ratio, or other characteristics, like religion, education, etc.) is intended to reflect the real structure of the target population or the structure of the desired study population. Non-probability samples are then drawn from each segment until a specific number of units has been reached. For example, if the target population consists of 45 percent females and 55 percent males, a proportional quota sample will have the same gender percentages, while in a non-proportional quota sample the percentages will be different, based on some study-related consideration (for instance, the need to oversample for certain under-represented segments of the population).	非確率: クオータ抽出	まず、対象となる母集団を予め定められた基準に基づいて、相互排他的なセグメントに分割する。ここで用いられる基準（ジェンダー/ 年齢/ エスニシティ/ 宗教/ 教育等）によるクオータは、対象となる母集団における実際の構造、あるいは研究上必要とされる母集団の構造を反映したものになるように計画される。次に、必要な数に達するまで、各セグメントから確率的手法によらずに標本の抽出を行う。例えば、対象とする母集団が女性45%、男性55%から構成されるとき、クオータの大きさを母集団に比例させれば、抽出された標本のジェンダー構成比は母集団と同じになる。一方、クオータの大きさを母集団に比例させないこともある。例えば、研究の目的に沿って、母集団において過小代表となっている特定のセグメントの標本を過大に抽出することもある。
Nonprobability.RespondentAssisted	Non-probability: Respondent-assisted	Sample units are identified from a target population with the assistance of units already selected (adapted from "Public Health Research Methods", ed. Greg Guest, Emily E. Namey, 2014). A typical case is snowball sampling, in which the researcher identifies a group of units that matches a particular criterion of eligibility. The latter are asked to recruit other members of the same population that fulfil the same criterion of eligibility (sampling of specific populations like migrants, etc.).	非確率: 回答者支援抽出	すでに標本として選択された人の支援を得て、対象となる母集団から標本が抽出される方法　("Public Health Research Methods", ed. Greg Guest, Emily E. Namey, 2014を修正)。典型的なものが"スノーボールサンプリング"であり、まず研究者が特定の基準や資格を満たす人々（例えば移民）を標本として選んだのち、それらの人々に同じ母集団の中から同じく要件を満たす他の人々を紹介してくれるよう依頼する方法。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
MixedProbabilityNonprobability	Mixed probability and non-probability	Sample design that combines probability and non-probability sampling within the same sampling process. Different types of sampling may be used at different stages of creating the sample. For example, for a sample of minority students in a city, schools are randomly selected in the first stage. Then, a quota sample of students is selected within each school in the second stage. If separate samples are drawn from the same target population using different sampling methods, the type of sampling procedure used for each sample should be classified separately.	混合確率と非確率	一連のサンプリングにおいて、確率的抽出と非確率的抽出を組み合わせる手法。一つの標本を作成する過程で、異なる種類の標本抽出の手法を用いる。例えば、ある都市におけるマイノリティの生徒を標本とする際に、第一段階で無作為に学校を抽出し、第二段階で各学校においてクオータ抽出が行われる場合が該当する。もし同じ母集団の中から異なる手法を用いて異なる標本が抽出される場合、各標本に対して標本抽出の手法は別々に分類されるべきである。
Other	Other	Use if the sampling procedure is known, but not found in the list.	その他	抽出の手続きは既知であるが、このリストに載っていない場合に用いる。

調査方法（Collection Method）

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Interview	Interview	A pre-planned communication between two (or more) people - the interviewer(s) and the interviewee(s) - in which information is obtained by the interviewer(s) from the interviewee(s). If group interaction is part of the method, use “Focus group”.	インタビュー	インタビュアーとインタビューの対象という２人(あるいはそれよりも多い人々）の間で行われる、事前に計画されたコミュニケーション。インタビュアーはインタビューの対象から情報を取得する。もし、この方法の一環としてグループでのやり取りがある場合は、「フォーカスグループ」を当てはめること。
Interview.FaceToFace	Face-to-face interview	Data collection method in which a live interviewer conducts a personal interview, presenting questions and entering the responses. Use this broader term if not CAPI or PAPI, or if not known whether CAPI/PAPI or not.	個別面接法	インタビュアーが対面で聞き取りを行い、質問を尋ね、回答を記入するデータ収集方法。CAPIでもPAPIでもない場合、あるいはCAPI/PAPIか不明な場合に、この広義の用語を用いる。
Interview.FaceToFace.CAPIorCAMI	Face-to-face interview: Computer-assisted (CAPI/CAMI)	Computer-assisted personal interviewing (CAPI), or computer-assisted mobile interviewing (CAMI). Data collection method in which the interviewer reads questions to the respondents from the screen of a computer, laptop, or a mobile device like tablet or smartphone, and enters the answers in the same device. The administration of the interview is managed by a specifically designed program/application.	個別面接法：コンピューター支援型（CAPI/CAMI）	コンピュータ支援による対面インタビュー(CAPI)あるいはコンピュータ支援によるモバイルインタビュー(CAMI)。インタビュアーがコンピュータやラップトップ、あるいはタブレットやスマートフォンといったモバイル端末の画面から回答者に質問を読み上げ、その端末に答えを入力していく方法。インタビューの進行は専用のプログラム/アプリケーションにより管理される。
Interview.FaceToFace.PAPI	Face-to-face interview: Paper-and-pencil (PAPI)	Paper-and-pencil interviewing (PAPI). The interviewer uses a traditional paper questionnaire to read the questions and enter the answers.	個別面接法： 紙と鉛筆 （PAPI）	紙と鉛筆でのインタビュー(PAPI)。インタビュアーは伝統的な紙の調査票を使って質問を読み上げ、答えを記入していく。
Interview.Telephone	Telephone interview	Interview administered on the telephone. Use this broader term if not CATI, or if not known whether CATI or not.	電話法	電話で行われるインタビュー。CATIではない、あるいはCATIかどうか不明な場合に、この広義の用語を用いる。
Interview.Telephone.CATI	Telephone interview: Computer-assisted (CATI)	Computer-assisted telephone interviewing (CATI). The interviewer asks questions as directed by a computer, responses are keyed directly into the computer and the administration of the interview is managed by a specifically designed program.	電話法：コンピュータ支援 （CATI）	コンピュータ支援による電話インタビュー(CATI)。インタビュアーはコンピュータからの指示の通りに質問をし、回答はコンピュータに直接入力される。インタビューの進行は専用に設計されたプログラムにより管理される。
Interview.Email	E-mail interview	Interviews conducted via e-mail, usually consisting of several e-mail messages that allow the discussion to continue beyond the first set of questions and answers, or the first e-mail exchange.	電子メール・インタビュー	電子メールによるインタビュー。多くの場合、最初の質疑応答や最初の電子メールでのやり取りだけでは終わらず、議論を続けるために複数の電子メールメッセージをやり取りする。
Interview.WebBased	Web-based interview	An interview conducted via the Internet. For example, interviews conducted within online forums or using web-based audio-visual technology that enables the interviewer(s) and interviewee(s) to communicate in real time.	Webベースのインタビュー	インターネット経由で行われるインタビュー。例えば、オンラインフォーラム内で行われる、あるいはインタビュアーとインタビュー対象のリアルタイムでのやり取りを可能とするようなWebベースの視聴覚技術を使って行われるインタビュー。
SelfAdministeredQuestionnaire	Self-administered questionnaire	Data collection method in which the respondent reads or listens to the questions, and enters the responses by him/herself; no live interviewer is present, or participates in the questionnaire administration. If possible, use a narrower term. Use this broader term if the method is not described by any of the narrower terms - for example, for PDF and diskette questionnaires.	自記式調査票	回答者が質問を読み、あるいは聞き、そのうえで自分自身で回答を記入するデータ収集方法。その場にインタビュアーはおらず、調査票の管理者としても参加しない。可能であれば意味を狭く限定した用語を用いること。この広義の用語は、例えばPDFやフロッピーディスクの調査票等、より限定的な言い方では表現できない方法に対して用いる。
SelfAdministeredQuestionnaire.Email	Self-administered questionnaire: E-mail	Self-administered survey in which questions are presented to the respondent in the text body of an e-mail or as an attachment to an e-mail, but not as a link to a web-based questionnaire. Responses are also sent back via e-mail, in the e-mail body or as an attachment.	自記式調査票：電子メール	回答者に、電子メールのテキスト本文あるいは添付ファイルとして送られる自記式の調査。Webベースの調査票へのリンクを送付する場合は該当しない。回答も電子メールを通して電子メール本文あるいは添付ファイルとして返送される。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
SelfAdministeredQuestionnaire.Paper	Self-administered questionnaire: Paper	Self-administered survey using a traditional paper questionnaire delivered and/or collected by mail (postal services), by fax, or in person by either interviewer, or respondent.	自記式調査票：紙	伝統的な紙の調査票を用いた自記式の調査。調査票は郵送、ファックス、あるいは調査員により対面で配布、収集される。回答者自身が調査票を受け取り、あるいは届ける場合を含む。
SelfAdministeredQuestionnaire.SMSorMMS	Self-administered questionnaire: Messaging (SMS/MMS)	Self-administered survey in which the respondents receive the questions incorporated in SMS (text messages) or MMS (messages including multimedia content) and send their replies in the same format.	自記式調査票：メッセージング（SMS/MMS）	回答者がSMS（テキストメッセージ）かMMS（動画や音声、静止画、文章等を組み合わせたメッセージ）に記されてる質問を受け取り、同じフォーマットで回答を送る自記式の調査。
SelfAdministeredQuestionnaire.CAWI	Self-administered questionnaire: Web-based (CAWI)	Computer-assisted web interviewing (CAWI). Data are collected using a web questionnaire, produced with a program for creating web surveys. The program can customize the flow of the questionnaire based on the answers provided, and can allow for the questionnaire to contain pictures, audio and video clips, links to different web pages, etc.	自記式調査票：Webベース（CAWI）	コンピュータ支援によるWebインタビュー(CAWI)。Web調査の作成プログラムで制作したWeb調査票を使ってデータは収集される。このプログラムは回答をもとに調査票の流れをカスタマイズできるほか、調査票に写真、音声、そしてビデオクリップ、別のWebサイトへのリンク等を含めることもできる。
SelfAdministeredQuestionnaire.CASI	Self-administered questionnaire: Computer-assisted (CASI)	Computer-assisted self-interview (CASI). Respondents enter the responses into a computer (desktop, laptop, Palm/PDA, tablet, etc.) by themselves. The administration of the questionnaire is managed by a specifically designed program/application but there is no real-time data transfer as in CAWI, the answers are stored on the device used for the interview. The questionnaire may be fixed form or interactive. Includes VCASI (Video computer-assisted self-interviewing), ACASI (Audio computer-assisted self-interviewing) and TACASI (Telephone audio computer-assisted self-interviewing).	自記式調査票：コンピュータ支援型（CASI）	コンピュータ支援による自記式調査（CASI）。回答者は自分でコンピュータ（デスクトップ、ラップトップ、パーム/PDA、タブレット等）に回答を入力する。調査票の進行は専用に設計されたプログラム/アプリケーションにより管理されるものの、CAWIのようにリアルタイムでデータが転送されることはなく、回答は調査に使われる端末に保存される。調査票は固定式、あるいは対話方式のいずれもありうる。VCASI (ビデオコンピュータ支援による自記式調査)、 ACASI (音声コンピュータ支援による自記式調査)、およびTACASI (電話音声コンピュータ支援による自記式調査)を含む。
FocusGroup	Focus group	A group discussion on a particular topic, organized for research purposes. The individuals are selected with relevance to the topic, and interaction among the participants is used as part of the method.	フォーカスグループ	調査目的で組織された、特定の話題に関する集団討論。個々の参加者は話題との関連性をもとに選択され、参加者間のやりとりも方法の一部として用いられる。
FocusGroup.FaceToFace	Face-to-face focus group	The focus group participants meet in person to conduct the discussion.	対面フォーカスグループ	フォーカスグループの参加者は討論を行うため直接対面する。
FocusGroup.Telephone	Telephone focus group	The focus group discussion is conducted over the telephone.	電話フォーカスグループ	フォーカスグループの討論は電話で行われる。
FocusGroup.Online	Online focus group	The focus group discussion is conducted over the Internet in an interactive manner.	オンライン・フォーカスグループ	フォーカスグループの討論はインターネット上でインタラクティブに行われる。
SelfAdministeredWritingsAndDiaries	Self-administered writings and/or diaries	Narratives, stories, diaries, and written texts created by the research subject.	自記式の文章／日記	調査対象により作成された語り、物語、日記、テキスト。
SelfAdministeredWritingsAndDiaries.Email	Self-administered writings and/or diaries: E-mail	Narratives, stories, diaries, and written texts submitted via e-mail messages.	自記式の文章／日記：電子メール	電子メールのメッセージにより提出された語り、物語、日記、テキスト。
SelfAdministeredWritingsAndDiaries.Paper	Self-administered writings and/or diaries: Paper	Narratives, stories, diaries, and written texts created and collected in paper form.	自記式の文章／日記：紙	紙に記された形で収集された語り、物語、日記、テキスト。
SelfAdministeredWritingsAndDiaries.WebBased	Self-administered writings and/or diaries: Web-based	Narratives, stories, diaries, and written texts gathered from Internet sources, e.g. websites, blogs, discussion forums.	自記式の文章／日記：Webベース	インターネット上の情報源から収集された語り、物語、日記、テキスト。例えば、Webサイト、ブログ、ディスカッションフォーラム等がある。
Observation	Observation	Research method that involves collecting data as they occur (for example, observing behaviors, events, development of condition or disease, etc.), without attempting to manipulate any of the independent variables.	観察	独立変数を操作することなく、事象が発生したらそのままデータを収集する調査方法（例えば、行動、イベント、状況や病気の進行の観察等)。
Observation.Field	Field observation	Observation that is conducted in a natural environment.	フィールド観察	自然な環境で行われる観察。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
Observation.Field.Participant	Participant field observation	Type of field observation in which the researcher interacts with the subjects and often plays a role in the social situation under observation.	参与観察	研究者が調査対象者とやり取りを行い、しばしば観察下の社会状況において一定の役割を果たしながら行うフィールドでの観察。
Observation.Field.Nonparticipant	Non-participant field observation	Observation that is conducted in a natural, non-controlled setting without any interaction between the researcher and his/her subjects.	非参与型のフィールド観察	研究者と調査対象者の間でなんらやり取りがない、統制されない自然な環境で行われる観察。
Observation.Laboratory	Laboratory observation	Observation that is conducted in a controlled, artificially created setting. For example, observing children's play in a laboratory playroom.	実験室観察	統制された人工的な環境で行われる観察。例えば、実験用の遊戯室で子どもの遊びを観察する等。
Observation.Laboratory.Participant	Participant laboratory observation	Type of laboratory observation in which the researcher interacts with the subjects and often plays a role in the social situation under observation. For example, observing children's play in a laboratory playroom with the researcher taking part in the play.	参与型実験室観察	研究者が調査対象者とやり取りを行い、しばしば観察下の社会状況において一定の役割を果たしながら行う実験室での観察。例えば、実験用の遊戯室で、研究者が遊びに参加しながら、子どもの遊びを観察する場合。
Observation.Laboratory.Nonparticipant	Non-participant laboratory observation	Type of laboratory observation that is conducted without any interaction between the researcher and his/her subjects.	非参与型実験室観察	研究者と調査対象者の間でなんらやり取りをすることなく行われる実験室での観察。
Observation.ComputerBased	Computer-based observation	Type of observation in which data regarding computer usage are being collected by software that can be built into the computer program itself or can be a separate program. Information may be collected about the number of users, the ways in which users interact with the program(s), how much time they spend on a page, how they use specific sections of applications, how they navigate from page to page or from one application to another, etc.	コンピューターによる観察	コンピュータの使用状況に関するデータをソフトウェアにより収集する種類の観察。このソフトウェアはコンピュータのプログラムそのものに組み込むことも、あるいは別のプログラムにすることも可能。収集される情報としては、利用者数、利用者によるプログラムの利用方法、利用者が１ページに費やす時間、アプリケーションの個々のセクションの使い方、ページからページ、アプリケーションからアプリケーションにどう移動するか等である。
Experiment	Experiment	Research method involving the manipulation of some or all of the independent variables included in the hypotheses.	実験	仮説に含まれる一部あるいは全部の独立変数を操作して行う研究方法。
Experiment.Laboratory	Laboratory experiment	An experiment conducted in a controlled, artificially created physical setting, in which a researcher manipulates one or several independent variables and measures its/their effect on the dependent variable.	実験室実験	統制された人工的な物理環境で行われる実験。研究者が1つあるいは複数の独立変数を操作し、それらの変数が従属変数に与える影響を測定する。
Experiment.FieldIntervention	Field/Intervention experiment	An experiment conducted in a natural, uncontrolled setting, in which the researcher manipulates one or several independent variables. Intervention/clinical studies are one example of field experiments.	フィールド／介入実験	自然で、統制されていない環境で行われる実験。研究者は1つあるいは複数の独立変数を操作する。フィールド実験の一例として、介入/臨床研究がある。
Experiment.WebBased	Web-based experiment	An experiment conducted in the virtual setting of the World Wide Web, in which experimental materials are programmed to implement artificial situations or events to be investigated in a distributed environment. (Reips, U.-D. (2002). Theory and techniques of Web experimenting. In B. Batinic, U.-D. Reips, & M. Bosnjak (Eds.), Online Social Sciences. Seattle: Hogrefe & Huber. Available at: http://www.websm.org/uploadi/editor/Reips_2002_Theory_and_techniques.pdf [07 June 2013])	Webベース実験	World Wide Webの仮想環境で行われる実験。実験材料をプログラムし、人工的な状況やイベントを作り出すことで、分散した環境において調査を実施する (Reips, U.-D. (2002). Theory and techniques of Web experimenting. In B. Batinic, U.-D. Reips, & M. Bosnjak (Eds.), Online Social Sciences. Seattle: Hogrefe & Huber. http://www.websm.org/uploadi/editor/Reips_2002_Theory_and_techniques.pdf [07 June 2013])。
Recording	Recording	Registering by mechanical or electronic means, in a form that allows the information to be retrieved and/or reproduced. For example, images or sounds on disc or magnetic tape.	記録	情報を検索、複製できる形式で機械的あるいは電子的手段により記録すること。例えば、画像や音のディスクや磁気テープへの記録。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
ContentCoding	Content coding	As a mode of secondary data collection, content coding applies coding techniques to transform qualitative data (textual, video, audio or still-image) originally produced for other purposes into quantitative data (expressed in unit-by-variable matrices) in accordance with pre-defined categorization schemes. For example, coded party manifesto data like the "European Parliament Election Study 2009, Manifesto Study" (doi:10.4232/1.10204)".	内容コーディング	二次的なデータ収集手段として、内容コーディングはあらかじめ定義済の分類基準に従い、本来他の目的のために作られた定性的データ(文字、映像、音声、静止画)を定量的データ(変数単位のマトリックスで表現)に変換するためにコーディング手法を適用する。例えば、"European Parliament Election Study 2009, Manifesto Study" (doi:10.4232/1.10204)"のような、分類（コーディング）された政党マニフェストデータがそれに当たる。
Transcription	Transcription	Capturing information in writing from a different source, or from a different medium, alphabet, or form of notation, like scientific formulae, or musical notes. For transcribed interviews or observations, it is recommended to document the primary mode of collection, using one of the interview or observation terms.	トランスクリプション	科学の公式や楽譜等、別の情報源、別の媒体、文字、表記方法から情報を取得し文字に起こす方法。インタビューや観察結果の書き起こしについては、インタビュー法や観察法の用語を使い、主なデータ収集方法について記録を残すことが推奨される。
CompilationSynthesis	Compilation/Synthesis	Collecting and assembling data from multiple, often heterogeneous sources that have one or more reference points in common, and at least one of the sources was originally produced for other purposes. The data are incorporated in a new entity. For example, providing data on the number of universities in the last 150 years using a variety of available sources (e.g. finance documents, official statistics, university registers), combining survey data with information about geographical areas from official statistics (e.g. population density, doctors per capita, etc.), or using RSS to collect blog posts or tweets, etc.	編集／統合	複数の情報源、たいてい少なくとも1つの点を共有した多様な情報源からデータを収集し、整理すること。少なくとも1つの情報源は他の目的のために作成されたものである。集めたデータを統合することで、新しく統一的な情報が生みだされる。例えば、様々な入手可能な情報源（例えば会計書類、公的統計、大学の登録簿）を使って過去150年間の大学に関するデータを提供すること、調査データと公的統計から得られる地域情報の連結（例えば、人口密度、千人あたり医師の数等）、あるいは、RSSを利用してブログの投稿やツイートを集めること等があげられる。
Summary	Summary	Presentation of information in a condensed form, by reducing it to its main points. For example, abstracts of interviews or reports that are published and used as data rather than the full-length interviews or reports.	要約	要点をまとめることで情報を簡潔に提示すること。例えば、インタビューや報告の全文ではなく、それらの概要をまとめて、発表したりデータに用いたりすること等を指す。
Aggregation	Aggregation	Statistics that relate to broad classes, groups, or categories. The data are averaged, totaled, or otherwise derived from individual-level data, and it is no longer possible to distinguish the characteristics of individuals within those classes, groups, or categories. For example, the number and age group of the unemployed in specific geographic regions, or national level statistics on the occurrence of specific offences, originally derived from the statistics of individual police districts.	集計	広範な分類、集団、あるいは範疇に関する統計。個人レベルのデータから平均、合計等の数値が導出されており、それらの分類、集団あるいは範疇に属する個人の特性を判別することは不可能である。例えば、失業者数とその年齢層に関する特定の地域の統計、各警察管区の統計から導かれた特定の犯罪の発生件数についての全国統計等があげられる。
Simulation	Simulation	Modeling or imitative representation of real-world processes, events, or systems, often using computer programs. For example, a program modeling household consumption responses to indirect tax changes; or a dataset on hypothetical patients and their drug exposure, background conditions, and known adverse events.	シミュレーション	主にコンピュータプログラムを使い、現実世界のプロセス、イベント、システムのモデルを構築する、あるいは模倣すること。例えば、間接税の税率変更に伴い家計の消費がどう変わるのかをモデル化するプログラムや、仮想の患者と彼らの薬物服用、背景条件、既知の有害作用に関するデータセット等があげられる。
MeasurementsAndTests	Measurements and tests	Assessing specific properties (or characteristics) of beings, things, phenomena, (and/ or processes) by applying pre-established standards and/or specialized instruments or techniques.	測定・テスト	事前に定められた基準や専用の測定方法や技術を適用することで、対象となる存在、物事、現象(あるいはプロセス)の特性(あるいは特徴)を評価すること。
MeasurementsAndTests.Educational	Educational measurements and tests	Assessment of knowledge, skills, aptitude, or educational achievement by means of specialized measures or tests.	教育測定・テスト	知識、技能、適正あるいは学業達成度を専用の尺度や試験により評価すること。

Code	Code descriptive term (en)	Definition	用語（日本語）	定義（日本語訳）
MeasurementsAndTests.Physical	Physical measurements and tests	Assessment of physical properties of living beings, objects, materials, or natural phenomena. For example, findings from hands-on medical examination (e.g., palpation or auscultation), clinical measurements and lab tests like blood analysis, blood pressure, heart rate, body weight and height, as well as general measurements like time, distance, mass, temperature, force, power, speed, GPS data on physical movement and other physical parameters or variables, like geospatial data.	肉体的／物理的測定・テスト	生物、物、素材、自然現象の物理的特性の評価。例えば、直接的に確かめる健康診断（例：触診や聴診）の結果や、血液検査、血圧、心拍数、体重や身長といった臨床測定・臨床試験の結果等。同様に、一般的な測定値も例としてあげられる。例えば、時間、距離、質量、温度、物理的な力、動力、速度、物理的移動に関するGPSデータ、そして地理空間データ等のその他の物理的変数やパラメーター等がある。
MeasurementsAndTests.Psychological	Psychological measurements and tests	Assessment of personality traits or psychological/behavioral responses by means of specialized measures or tests. For example, objective tests like self-report measures with a restricted response format, or projective methods allowing free responses, including word association, sentence or story completion, vignettes, cartoon test, thematic apperception tests, role play, drawing tests, inkblot tests, choice ordering exercises, etc.	心理測定・テスト	特別な尺度やテストにより性格的な特徴や心理的あるいは行動における反応を評価すること。例えば、限られた選択肢から自己報告式で回答する客観的テスト等がある。同様に、自由に回答できる投影法を用いたテストもある。例えば、単語の連想、文や物語の完成、ビネット調査、漫画を用いたテスト、主題統覚検査、ロールプレイ、作図テスト、ロールシャッハ・テスト、選択肢の並べ替え課題等が例としてあげられる。
Other	Other	Use if the mode of data collection is known, but not found in the list.	その他	データ収集方法は既知であるが、このリストに載っていない場合に用いる。

公的研究助成機関（Funding Agency）

用語（日本語）	Code descriptive term (en)	備考（英語機関名正式名称）/Remarks（official institution name）
内閣府	CAO	Cabinet Office
総務省	MIC	Ministry of Internal Affairs and Communications
総務省消防庁	FDMA	Fire and Disaster Management Agency
文部科学省	MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
厚生労働省	MHLW	Ministry of Health, Labour and Welfare
農林水産省	MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
経済産業省	METI	Ministry of Economy, Trade and Industry
経済産業省中小企業庁	SME	The Small and Medium Enterprise Agency
国土交通省	MLIT	Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
環境省	MOE	Ministry of the Environment
防衛省	MOD	Ministry of Defense
防衛省防衛装備庁	ATLA	Acquisition, Technology & Logistics Agency
日本医療研究開発機構	AMED	Japan Agency for Medical Research and Development
情報通信研究機構	NICT	National Institute of Information and Communications Technology
科学技術振興機構	JST	Japan Science and Technology Agency
日本学術振興会	JSPS	Japan Society for the Promotion of Science
医薬基盤・健康・栄養研究所	NIBIOHN	National Institutes of Biomedical Innovation, Health and Nutrition
農業・食品産業技術総合研究機構	NARO	National Agriculture and Food Research Organization
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	JOGMEC	Japan Oil, Gas and Metals National Corporation
新エネルギー・産業技術総合開発機構	NEDO	New Energy and Industrial Technology Development Organization

※1 英語メタデータで上記統制語彙を使用する場合は、「Code descriptive term (en)」（英語略称名）を記入すること。

* 1 When using the above controlled vocabulary in English metadata, enter the "Code descriptive term (en) “(abbreviated English name) .

※2　上記リストにない機関については自由記述とする。自由記述の場合は、日本語・英語とも正式名称を記入すること。

* 2 Institutions not on the above list are free to describe. In the case of free description, enter the official name in both Japanese and English.

【参考】内閣府「平成28年度独立行政法人等の科学技術関係活動等に関する調査（平成27事業年度）」

（２－３－２）資金配分機関（資金配分型法人及び関係府省）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/katudocyosa/h27/innovation2.pdf

日本十進分類法第2次区分表(Nippon Decimal Classification : the second classification table)

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
00	**総記**	**General works**
01	図書館. 図書館情報学	Libraries. Library and information sciences
02	図書. 書誌学	Books. Bibliography
03	百科事典. 用語索引	General encyclopedias. General concordances
04	一般論文集. 一般講演集. 雑著	General collected essays. General miscellanies
05	逐次刊行物. 一般年鑑	General serial publications. General yearbooks
06	団体. 博物館	General societies. Museums
07	ジャーナリズム. 新聞	Journalism. Newspapers
08	叢書. 全集. 選集	General collections
09	貴重品. 郷土資料. その他の特別コレクション	Rare books. Local collections. Special collections
10	**哲学**	**Philosophy**
11	哲学各論	Special treatises on philosophy
12	東洋思想	Oriental thought
13	西洋哲学	Western philosophy
14	心理学	Psychology
15	倫理学. 道徳	Ethics. Morals
16	**宗教**	**Religion**
17	神道	Shinto
18	仏教	Buddhism
19	キリスト教. ユダヤ教	Christianity. Judaism
20	**歴史. 世界史. 文化史**	**General history. World history**
21	日本史	General history of Japan
22	アジア史. 東洋史	General history of Asia
23	ヨーロッパ史. 西洋史	General history of Europe
24	アフリカ史	General history of Africa
25	北アメリカ史	General history of North America
26	南アメリカ史	General history of South America
27	オセアニア史. 両極地方史	General history of Oceania. General history of Polar regions
28	伝記	General biography
29	**地理. 地誌. 紀行**	**General geography. Description and travel**
30	**社会科学**	**Social sciences**
31	政治	Political science
32	法律	Law
33	経済	Economics
34	財政	Public finance
35	統計	Statistics
36	社会	Society
37	教育	Education
38	風俗習慣. 民俗学. 民族学	Customs, folklore and ethnology
39	国防. 軍事	National defence. Military science
40	**自然科学**	**Natural sciences**
41	数学	Mathematics
42	物理学	Physics
43	化学	Chemistry
44	天文学. 宇宙科学	Astronomy. Space sciences
45	地球科学. 地学	Earth sciences
46	生物科学. 一般生物学	Biology
47	植物学	Botany
48	動物学	Zoology
49	**医学. 薬学**	**Medical sciences. Pharmaceutics**

	用語（日本語）	Code descriptive term (en)
50	**技術. 工学**	**Technology. Engineering**
51	建設工学. 土木工学	Construction. Civil engineering
52	建築学	Architecture. Building
53	機械工学. 原子力工学	Mechanical engineering. Nuclear engineering
54	電気工学	Electrical engineering
55	海洋工学. 船舶工学. 兵器. 軍事工学	Maritime engineering. Weapons. Military engineering
56	金属工学. 鉱山工学	Metal and mining engineering
57	化学工業	Chemical technology
58	製造工業	Manufactures
59	**家政学. 生活科学**	**Domestic arts and sciences**
60	**産業**	**Industry and commerce**
61	農業	Agriculture
62	園芸. 造園	Horticulture. Landscape gardening
63	蚕糸業	Sericulture. Silk industry
64	畜産業. 獣医学	Animal husbandry. Veterinary medicine
65	林業. 狩猟	Forestry. Hunting and shooting
66	水産業	Fishing industry. Fisheries
67	商業	Commerce
68	運輸. 交通. 観光事業	Transportation services. Tourist industry
69	通信事業	Communication services
70	**芸術. 美術**	**The arts. Fine arts**
71	彫刻. オブジェ	Sculpture. Plastic arts. Objet
72	絵画. 書. 書道	Painting. Pictorial arts. Shodo. Calligraphy
73	版画. 印章. 篆刻. 印譜	Engraving. Seal engraving
74	写真. 印刷	Photography and photographs. Printing. Graphic arts
75	工芸	Industrial arts
76	音楽. 舞踊. バレエ	Music. Theatrical dancing. Ballet
77	演劇. 映画. 大衆芸能	Theater. Motion pictures. Public entertainments
78	**スポーツ. 体育**	**Sports and physical training**
79	**諸芸. 娯楽**	**Accomplishments and amusements**
80	**言語**	**Language**
81	日本語	Japanese
82	中国語. その他の東洋の諸言語	Chinese. Other Oriental languages
83	英語	English
84	ドイツ語. その他のゲルマン諸語	Germen. Other Germanic languages
85	フランス語. プロバンス語	French. Provençal
86	スペイン語. ポルトガル語	Spanish. Portuguese
87	イタリア語. その他のロマンス諸語	Italian. Other Romanic languages
88	ロシア語. その他のスラブ諸語	Russian. Other Slavic languages
89	その他の諸言語	Other languages
90	**文学**	**Literature**
91	日本文学	Japanese literature
92	中国文学. その他の東洋文学	Chinese literature. Other Oriental literatures
93	英米文学	English and American literature
94	ドイツ文学. その他のゲルマン文学	German literature. Other Germanic Literatures
95	フランス文学. プロバンス文学	French literature. Provençal literature
96	スペイン文学. ポルトガル文学	Spanish literature. Portuguese literature
97	イタリア文学. その他のロマンス文学	Italian literature. Other Romanic literatures
98	ロシア・ソビエト文学. その他のスラブ文学	Russian literature. Other Slavic literatures
99	その他の諸言語文学	Literatures of other languages

別添３－１

委託費の経理管理について

標記のことにつきまして、下記により、委託費を適正に管理してください。

記

１．委託費の経理

（１）受託機関が委託費の支払いを受け入れた場合は、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その内容を明らかにしておかなければなりません。これに関する証拠書類は、委託業務完了年度の翌年度から５年間保管してください。

　また、日本学術振興会（以下、「振興会」という。）から、この委託契約に関する証拠書類の閲覧の申し出があった場合には、これに応じなければなりません。

（２）委託費から利子等の収入が生じた場合は、当該委託契約の経費（間接経費を除く）として使用しなければなりません。また、支出報告に当たっても、当該収入を合算した額で報告してください。

　なお、これにより難い場合には、振興会に相談してください。

（３）適切な経理処理のため、委託費に残額が見込まれる場合には、速やかに振興会と協議してください。（協議後、必要に応じて返納の手続きを行います。）

（４）委託費は消費税及び地方消費税を含みます。また、消費税額は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、委託費（業務実施経費及び間接経費）に 110 分の 10 を乗じて得た額です。

（５）委託業務の取組を実施するに当たって採択研究機関以外の参画する機関が取組を実施する場合は、採択研究機関において参画する機関との間で本委託契約の一部を委託する再委託契約を締結してください。

　採択研究機関は、当該再委託に基づき再委託先における取組の進捗状況及び取組に要する経費について管理してください。

２．委託費の使途

委託費の使途は、以下を参考として適切に管理してください。

なお、経費の支出や手続き、取得した物品等の管理にあたっては、受託機関の規程等に従ってください。

（１）「実施経費（直接経費）」

「実施経費（直接経費）」は、「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」の経費に区分します。

・物品費

本委託業務に必要な物品（設備備品、消耗品）を購入するための経費。

・人件費・謝金

業務主任者以外の研究者及び専門技術員・研究補助者等の人件費、業務実施への協力（資料整理、業務実施補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、関連資料の収集等）をする者に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、受託機関が契約の当事者となること）。

・旅費

事業に参画する者の海外・国内出張（関連資料収集、各種調査、業務実施に関する打ち合わせ、業務実施に関するセミナー等の実施等）のための経費。

・その他

上記のほか本委託業務を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、会議費（会場借料、食事、弁当費用（アルコール類を除く））、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、委託業務成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、本委託業務の成果公開用パンフレット作成費用等）、租税公課）。

※支出できない経費

- 建物等の施設に関する経費（不動産の取得に関する経費、研究機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費）
- 研究機関で通常備えが必要な設備備品・事務用品を購入する経費
- 委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 会議費でのアルコール飲料代
- 学会等の懇親会費
- 自己都合（受託機関の都合による場合を含む）による旅費や会場借料等のキャンセル料
- 本委託業務とは関係のない経費
- その他、間接経費を使用することが適切な経費

（２）間接経費

間接経費は、当該委託業務の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、受託機関が使用する経費です。「実施経費（直接経費）」の 30%（端数が生じた場合、１円未満を切り捨てとした額）に相当する額が間接経費として措置されます。

間接経費の使途は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年４月 20 日　競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ／令和３年 10 月１日改正）にて示されている「間接経費の主な使途の例」を参考として、所属機関（受託機関）の責

任の下、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。

（3）再委託

受託機関は、委託業務の全部を一括して又は企画、立案及び業務管理に該当する主たる部分を第三者に委託してはなりません。ただし、主たる部分に該当しない業務であり、受託機関からの申請により、委託業務の履行のために真にやむを得ない理由があると振興会理事長が認めたものについては、受託機関の負担と責任において委託業務の一部を第三者に再委託することができます。

3．委託費の不正使用

本委託費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。実施者及び研究機関は法令等に従いこれを適正に使用する義務が課せられます。

研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）の内容について遵守する必要があります。

実施者が不正使用等を行った場合に、振興会がとる措置の内容は別添4の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成18年12月6日規程第19号、令和4年3月11日改正）の第16条（措置の内容）に規定しています。

別添3－2

府省共通経費取扱区分表

制度・事業名：人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業

	大項目	中項目	中項目の具体的な支出の例示	中項目の設定・取扱等	特記事項
直接経費	物品費	設備備品費	**業務・事業の実施に必要な機械装置、工具器具備品等の購入、製造又はその据付等に要する経費。装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）及びソフトウエア（機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するもの）を含む。**		
		消耗品費	**業務・事業の実施に直接要した以下に例示する資材、部品、消耗品等の購入経費。** ・ソフトウェア　※バージョンアップを含む ・図書、書籍　※年間購読料を含む ・パソコン周辺機器、CD-ROM、DVD-ROM等 ・実験動物、試薬、試薬キット、実験器具類 ・試作品 等		
	人件費・謝金	人件費	**業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に研究を担当する研究者の経費** ・ポスドク等、機関で直接雇用する研究員の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向研究員の経費 等 **業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に研究等を担当する者の経費** ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・研究補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書 等 ＊人件費の算定にあたっては、研究機関の給与規程等によるものとする。		本事業においては、業務主任者以外の研究者及び専門技術員・研究補助者等の人件費、業務実施への協力（資料整理、業務実施補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、関連資料の収集等）をする者に係る報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費（雇用契約を行う場合は、受託機関が契約の当事者となること）とする。
		謝金	**業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費** ・研究運営委員会等の外部委員に対する委員会出席謝金 ・講演会等の謝金 ・個人の専門的技術による役務の提供への謝金（講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正（外国語等）等） ・データ・資料整理等の役務の提供への謝金 ・通訳、翻訳の謝金（個人に対する委嘱） ・学生等への労務による作業代 ・被験者の謝金 等 ＊謝金の算定にあたっては、研究機関の謝金支給規程等によるものとする。		本事業においては、業務実施への協力（資料整理、業務実施補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、関連資料の収集等）をする者に係る謝金とする。
	旅費	旅費	**旅費に関わる以下の経費** ①業務・事業を実施するにあたり研究者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）。学会へ参加するための交通費、宿泊費、日当、旅行雑費を含む。 ②上記①以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ③外国からの研究者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ④研究者等が赴帰任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費） 等 ＊旅費の算定にあたっては、研究機関の旅費規程等によるものとする。 ＊旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）を含む。 ＊「旅行雑費」とは、「空港使用料」「旅券の交付手数料」「査証手数料」「予防注射料」「出入国税の実費額」「燃油サーチャージ」「航空保険料」「航空券取扱手数料」等をいう。		
	その他	外注費	**外注に関わる以下の経費** 業務・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の業務請負 ・実験動物等の飼育、設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の業務請負 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の業務請負（業者請負） 等 ＊「再委託費・共同実施費」に該当するものを除く		
		印刷製本費	**業務・事業にかかる資料等の印刷、製本に要した経費** ・チラシ、ポスター、写真、図面コピー等研究活動に必要な書類作成のための印刷代 等		
		会議費	**業務・事業の実施に直接必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費** ・研究運営委員会等の委員会開催費 ・会場借料 ・国際会議の通訳料 ・会議等に伴う飲食代・レセプション代（アルコール類は除く） 等		本事業においては、自己都合（受託機関の都合による場合を含む。）による会場借料等のキャンセル料は支出できない。
		通信運搬費	**業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料** ・電話料、ファクシミリ料 ・インターネット使用料 ・宅配便代 ・郵便料 等		
		光熱水料	**業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費**		
		その他（諸経費）	**上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費** ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・研究機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・研究成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、成果報告書作成・製本費、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・特許関連経費 ・薬事相談費 ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く） 等		本事業においては、以下の経費については支出できない。 ・建物等の施設に関する経費（不動産の取得に関する経費、研究機関の施設及び海外オフィス等維持のための経費） ・研究機関で通常備えが必要な設備備品・事務用品を購入する経費 ・委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ・学会等の懇親会費 ・本委託業務とは関係のない経費 ・その他、間接経費を使用することが適切な経費
		消費税相当額（委託費のみ）	**「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」及び「保険料」の10%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費**		
間接経費			**直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。**		
再委託費・共同実施費			**委託先が委託業務の一部をさらに第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）**		本事業においては、委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託することはできない。

研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平 成 １ ８ 年 １ ２ 月 ６ 日
規　程　第　１　９　号
（＊「不正使用等への対応に関する規程」は平成 20 年 3 月 28 日規程第 3 号により制定）
改正　平成２５年３月１３日規程第４号
改正　平成２７年４月１日規程第３号
改正　平成２８年３月３１日規程第３５号
改正　平成２９年８月８日規程第３４号
改正　平成３０年３月３１日規程第４０号
改正　令和４年３月１１日規程第６号

（趣旨）

第１条　科学研究における不正行為や研究者等による競争的研究費等の不正使用等は、科学を冒涜し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成２６年８月２６日文部科学大臣決定）（以下、「研究活動のガイドライン」という。）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月１５日文部科学大臣決定。令和３年２月１日改正）（以下、「管理・監査のガイドライン」という。）及び「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成１７年９月９日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和３年１２月１７日改正）に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて、振興会の担う業務に応じて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

（定義）

第２条　この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。

（１）「研究資金」とは、振興会が交付する全ての競争的研究費、研究奨励金及び委託費等をいう。

（２）「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。

（３）「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。

（４）「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。

（５）「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

（対象となる研究活動）

第３条　対象となる研究活動は、研究資金の配分により行われる全ての研究活動とする。

（対象となる研究者等）

第４条　対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

（対象となる研究機関）

第５条　対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金を受けている研究機関とする。

（告発等の受付）

第６条　特定不正行為又は不正使用等に関する告発又は告発の意思を明示しない告発に関する相談等（以下、「告発等」という。）は、原則として、被告発者が所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究機関（被告発者が振興会特別研究員の場合は当該者が専ら研究活動を行う受入れ研究機関とする。以下同じ。）が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発等を行う者（以下、「告発者等」という。）からの告発等を受け付けることができる。

（告発等受付窓口の設置）

第７条　振興会は、第６条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を監査・研究公正室に設置し、以下により告発等を受け付ける。

（１）告発等は、書面、電話、ＦＡＸ、電子メール又は面談により受け付ける。

（２）監査・研究公正室は、告発等があったとき、告発者等の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発等の有無、告発者等が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者等に対し第２０条の内容を伝達する。

（３）告発等が監査・研究公正室以外の部課室にあったときは、当該部課室は速やかに監査・研究公正室に連絡する。

（４）監査・研究公正室は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を当該研究資金担当課に連絡する。

（告発等の移送）

第８条　振興会は、告発等がなされた事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるときは、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者等にこの旨通知する。

（告発等の取扱い）

第９条　告発等の取扱いは、次のとおりとする。

（１）振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。

（２）振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発等のみを受理する。ただし、匿名の告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の告発等による場合に準じた取扱いをすることができる。

（３）振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、告発等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

（４）振興会は、受け付けた告発等について、振興会が当該告発等に係る事案の調査・事実確認（以下、単に「調査」という。）を行うべき機関に該当しないときは、第１１条第１項に規定する調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付し、回付された研究機関に対して当該研究機関に告発等があったものとして当該告発等を取り扱うよう通知する。また、ほかにも調査機関が想定される場合は、該当する研究機関に当該告発等について通知する。

（告発者等・被告発者の秘密保持）

第１０条　振興会は、告発者等、被告発者、告発等の内容及び当該告発等に係る事案の調査の内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。

２　前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者等及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

（告発等に係る事案の調査）

第１１条　告発等に係る事案については、原則として現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関（以下、「調査機関」という。）が調査を実施する。

２　振興会は、調査機関から調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、当該調査機関における調査が適切に実施されるよう、必要に応じて指示を行うとともに、速やかにその事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請する。

３　被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、第１項に規定する調査機関による調査の実施が極めて困難であると振興会が認める場合は、当該事案に係る研究資金担当課が第１項の調査を実施する。

４　前項に規定する調査に関し必要な事項については、別に定める。

（調査中等における一時的措置）

第１２条　振興会は、被告発者に対し、調査機関による調査結果の報告を受けるまでの間又は前条第３項に規定する調査の結果が確定するまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。

２　前項に限らず、振興会は、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、被告発者に係る研究資金について採択又は交付決定の保留、交付停止、関係機関に対する執行停止の指示等を命ずることができる。

（特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置）

第１３条　次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。

（１）調査の結果、特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合

（２）調査機関が、振興会が所管する競争的研究費に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限内に提出しない場合

イ　特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内

ロ　不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から２１０日以内

ハ　イ、ロに限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内

（３）文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合

（４）文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

（特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等）

第１４条　特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置を検討する委員会（以下、「検討委員会」という。）に対し、対応措置の検討を求める。

２　理事長は、検討委員会が調査機関等の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検

討した結果の報告を受けて措置を決定する。なお、当該被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

３　検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

（措置の対象者）

第１５条　措置の対象者は次の各号のとおりとする。

（１）特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイからロのとおりとする。

イ　特定不正行為に関与したと認定された者

ロ　特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う者として認定された著者

（２）不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。

イ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ロ　偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者

ハ　不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という。）に違反して使用を行った研究者

（措置の内容）

第１６条　理事長が第１３条第１号で執る措置の内容は、次のとおりとする。

（１）事案に応じて、当該研究資金の交付決定を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。

（２）措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっているものについては、当人を除外しなければ採択しない。

（３）措置の対象者に交付している研究資金がある場合、当該研究資金制度の定めに基づき、未使用の研究資金について返還させる。

（４）措置の対象者に対し、一定の期間、研究資金を交付しない。交付しない期間は、原則として、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表１、不正使用等の場合は別表２に定める期間とする。

（５）前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。

２　理事長は、第１３条第２号から第４号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的研究費の間接経費措置額の削減又は配分の停止を行う。

（対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等）

第１７条　振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用

等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究資金を交付しない。

（１）国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的研究費

（２）前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度

（３）「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

（措置の通知、報告）

第１８条　振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者等、措置の対象者及び対象研究機関、並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。

２　振興会は、決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

（措置内容の公表）

第１９条　振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

（悪意に基づく告発等への対応）

第２０条　振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者等の氏名の公表、刑事告発等を行うことができる。

（措置と訴訟との関係）

第２１条　措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。

２　措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。

３　前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

（措置内容等の公募要領等への記載）

第２２条　振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象となる研究者等の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書（附属資料を含む。）等に記載し、研究者等及び研究機関に周知する。

（雑則）

第２３条　本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１８年規程第１９号）

この規程は、平成１８年１２月６日から施行する。

附　則（平成２５年規程第４号）

１　この規程は、平成２５年３月１３日から施行する。

２　平成２５年４月１日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認められるものとする。

（１）研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は１～２年間

（２）（１）を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は１～３年間

（３）研究等に関連しない用途に使用した場合は１～４年間

（４）虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は１～４年間

（５）（１）から（４）にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は５年間

３　この規程の施行日から平成２５年３月３１日までの間、第７条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。

４　競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程（平成２０年規程第３号）は廃止する。

附　則（平成２７年規程第３号）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２　第１２条第２項、第１３条第２号及び第１７条第２号、第３号は、不正使用においては、平成２６年４月１日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成２７年４月１日以降に配分した研究資金を対象とする。

附　則（平成２８年規程第３５号）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年規程第３４号）

この規程は、平成２９年８月８日から施行する。

附　則（平成３０年規程第４０号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規程第６号）

この規程は、令和４年３月１１日から施行する。

別表１（第１６条第１項第４号特定不正行為関係）

<table>
<tr><th colspan="2">措置の対象者</th><th>特定不正行為の程度</th><th>交付しない期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">特定不正行為に関与した者</td><td colspan="2">１．研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>１０年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">２．特定不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>５～７年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>３～５年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2">３．１．及び２．を除く特定不正行為に関与した者</td><td></td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為があった研究に係る論文等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、当該論文等の内容について一定の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>２～３年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>１～２年</td></tr>
</table>

別表２（第１６条第１項第４号不正使用等関係）

措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
Ⅰ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	１．個人の利益を得るための私的流用		１０年
Ⅱ　不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	２． １．以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	５年
		② ①及び③以外のもの	２～４年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	１年
Ⅲ　偽りその他不正の手段により研究資金の交付を受けた研究者及びそれに共謀した研究者	－		５年
Ⅳ　不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	－		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限２年、下限１年

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

（１）上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合。

（２）上記Ⅳのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合。